

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	224 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	198 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	96 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	63 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から7年3月まで

私の母は、私の20歳到達時に私の国民年金の加入手続を行い、就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が免除期間となっており、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする母親は、申立期間が保険料免除期間とされていることについて、学生の保険料免除制度があったことは知らなかったとし、申立人及び申立人の弟の国民年金について、2人とも専門学校 학생であった20歳時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明している。

当時の学生に係る保険料免除基準（平成3年1月30日庁保発第2号通知）では、親元の世帯の世帯員の前年の総所得額から定められた額を控除した額が基準額未満である場合に保険料の免除が認められるが、申立人の両親は、当時継続して厚生年金保険に加入しており、両親の標準報酬月額からみて基準額を超えていたものと考えられ、特異な事故その他の保険料の拠出が困難となる事情はなかったと考えられる。

また、上記通知では、免除を受けた者に対し保険料追納制度の周知徹底を図ることとされているが、母親は、追納勧奨を受けたことはないと説明しており、申立人は社会人になって障害を抱えた時期もあったとしていることから、母親が追納勧奨の通知を見過ごすことも考えにくい。

さらに、母親は、自身の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、母親が国民年金加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の弟は、専門学校学生であった20歳時に国民年金に加入し、就職するまでの間の保険料について1か月を除きすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられな

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和41年7月から42年3月まで  
③ 昭和43年10月から44年3月まで

私は、姉の家に同居していたころ、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、9か月及び6か月と短期間であり、申立人は、昭和37年度以降は、当該期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の特殊台帳から、当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていること、44年10月に強制加入から任意加入への資格種別の変更手続を適切に行っていることが確認できる。さらに、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年2月に払い出されており、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した時期、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの期間及び43年10月から44年3月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで

私達夫婦は、二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。妻は申立期間の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 40 年ごろに払い出され、申立人は、同年 4 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していること、保険料を一緒に納付していたとする妻は、国民年金の加入手続をした 43 年度以降、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 7604

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

私は、昭和52年か53年ころに市役所で国民年金の加入手続きを行い、51年1月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月から60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿により、昭和53年3月に申立期間を含む51年1月から53年3月までの納付書が発行されていたことが確認できる上、申立人が一緒にさかのぼって保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで  
② 昭和57年10月から59年9月まで

私は、昭和50年ころに、過去にさかのぼって納付すれば年金受給権を得られるという案内をもらい、私が夫婦二人分の未納期間の国民年金保険料をすべて納付した。その後は保険料を定期的にすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は過去にさかのぼって国民年金保険料を納付した経緯について具体的に記憶しており、第2回特例納付を利用して受給資格期間に関係なく納付可能な期間の保険料をすべて納付している上、申立人がまとめて納付したと説明する夫婦二人分の保険料額は、第2回特例納付により納付されている申立人の妻の納付済期間及び申立人の申立期間を含めた昭和50年12月以前の期間に係る保険料を第2回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料額、納付書の入手時期、納付書枚数、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月及び同年3月

私は、全期間の国民年金保険料を納付したと思っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年8月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である。

また、申立期間は、記録上強制加入期間であり、前後の保険料は、第2回特例納付で納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人の第2回特例納付に関する記録については、申立期間直前の昭和39年10月から40年1月までの納付記録が平成6年10月に追加されており、昭和44年度以前に特例納付の納付記録があるにもかかわらず特殊台帳が保存されていない上、申立人は昭和43年4月から47年3月までの保険料を特例納付した際の領収証書を所持しているが、51年1月12日付けの附則18条リストには、昭和45年度の6か月分及び46年度分の納付記録が欠落しているなど、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年3月まで  
私の母は、私が大学生だった20歳の誕生日ころに市役所へ行き私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を近所の金融機関や郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、国民年金の加入手続時に最初の納付書をもらったこと、保険料の納付金額及び納付場所について具体的に説明しており、その内容は当時の納付方法等とおおむね合致しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年12月時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年9月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、第2回特例納付を行った昭和49年1月ころに、申立期間の保険料も納付したと説明しており、42年4月から申立期間直前の48年3月までの72か月の夫婦二人分の保険料を特例納付していることがオンライン記録等により確認でき、当該特例納付の時点で、申立人は、特例納付をしなくても60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たしていたことから当該特例納付は年金を満額に近づけるために行ったものと考えられ、申立人の夫は、特例納付及び申立期間の保険料10数万円を申立人に渡したこと、その後、申立人が納付したことを確認したこと、これらの納付により、国民年金保険料の納付を開始してからの期間で未納はなくなったことを具体的に記憶しているなど、申立人が申立期間の6か月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくい。

さらに、さかのぼって納付したとする保険料の金額は、夫婦二人分の納付済みの特例納付保険料の額及び申立期間の保険料の額を合わせた額におおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで  
② 昭和49年2月及び同年3月

私は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、申立人は、当該期間直後の昭和49年4月以降の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された51年4月時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人に係る被保険者名簿の記載から、当該期間直後の昭和49年度の過年度保険料の納付書は51年4月19日に発行され、同年6月に納付されていること、及び51年4月の時点で、当時申立人が居住していた市では、申立人の当該期間直前の厚生年金保険被保険者期間は44年4月から49年1月までであることを把握していたことが確認でき、当該期間についても過年度納付書が発行されていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当時は集金人による印紙検認方式での収納が行われていたが、申立人は、集金人に保険料を納付した記憶はなく、納付書により郵便局等で保険料を納付していたと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する手帳以外に別の

手帳を受領、所持した記憶はないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から41年4月までの期間及び43年3月から45年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、45年4月から同年6月までの期間については、過誤納分の保険料が還付されていないものと認められることから還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から41年4月まで  
② 昭和43年3月から45年2月まで  
③ 昭和45年4月から同年6月まで

私は、昭和41年ごろに国民年金の加入手続をし、申立期間①及び②については、夫と一緒に国民年金保険料の特例納付を行った。申立期間③については、当時の保険料は月額300円であるが、450円納付した領収証書を所持しており、還付を受けたことはない。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が還付されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする昭和50年12月ごろは第2回特例納付実施期間であり、申立人が所持する領収印の無い当該期間の納付書兼領収証書は、様式及び記載状況から第2回特例納付実施期間当時に作成されたものと認められ、申立人は納付済みを示すものと認識して保管してきたものと考えられる。また、申立人は、特例納付したとする時期に近接する昭和49年度の保険料についても領収印の無い納付書兼領収証書を所持しており、同年度の保険料は納付済みとされていることから、上記の当該期間については、納付書兼領収証書の領収印の押し忘れの可能性があったこと、申立人と連番で国民年金の手帳記号番号が払い出された申立人の夫は、当該期間の保険料を第2回特例納付済みであることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

申立期間③については、昭和45年4月から同年6月までの期間の保険料は

1か月300円であったにもかかわらず、申立人が所持する領収証書により、申立人は、当該期間を含む45年4月から46年3月までの期間の保険料を、1か月450円で納付していることが確認できるが、還付、充当リスト及び還付整理簿には、申立人に係る還付記録はなく、オンライン記録においても過誤納記録はなく、過誤納となる差額を還付したことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和40年5月から41年4月までの期間及び43年3月から45年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、45年4月から同年6月までの期間の過誤納分の保険料が還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月及び4年1月

私は、平成3年12月に退職後、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は集金人に納付した後は区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年2月時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直後の期間は納付済みである。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、訪問徴収での保険料納付を勧められ、集金人に2回保険料を納付し、その後は区役所で納付したと説明しており、当時、申立人が居住していた区では、昭和61年4月以降、毎月訪問徴収を行っていたことが確認でき、当時の納付方法と合致していること、納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から55年3月まで

私は、区出張所で国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼって国民年金保険料を納付する手続きを行い、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の所持する国民年金手帳の記載により、数回にわたる転居の際の住所変更手続きや氏名変更手続きを適切に行っていることが確認できる。

また、申立期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年9月時点では、保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、国民年金の加入手続の際に保険料をさかのぼって納付する手続きを行い、その後送付された納付書により金融機関で保険料を納付したと説明しており、その内容は具体的であり、当時の過年度保険料の納付方法と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、母に市役所で国民年金の加入手続をしてもらった際に、未納分の国民年金保険料として 14~15 万円くらいの金額を納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 4 月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 60 年 6 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立期間の保険料を納めたとする母親は、国民年金の加入手続時に保険料をさかのぼって納付する手続きを行い、作成された納付書により金融機関で保険料を一括で納付したと説明しており、その内容は具体的であり、当時の過年度保険料の納付方法と合致している上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している。

さらに、母親は、国民年金に昭和 41 年 12 月に任意加入し、以降 60 歳到達時まで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年8月まで  
② 昭和46年11月から47年3月まで

私は、申立期間①については、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付した。また、申立期間②については、昭和47年の夏ころ、区の出張所窓口で46年10月末に退職したことを説明し、納付書を作成してもらい、保険料をさかのぼって金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年10月に払い出されており、当該時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人は、区の出張所で会社退職後の国民年金加入期間に係る納付書を作成してもらい、保険料をさかのぼって金融機関で納付したことを記憶しており、当時の納付方法と合致する上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年10月時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 46 年 11 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から48年3月まで

私は、昭和47年7月に会社を退職し家業を継いで間もなく、顧問税理士に国民年金に加入して厚生年金保険との空白期間を作らないように勧められたので、翌年春ころ、加入手続をして前年の国民年金保険料を市役所の支所で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は60歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳は、昭和48年3月に交付されていることが確認でき、この時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人が保険料を納付したとする市役所の支所では、当時、保険料の収納事務を行っていたこと、申立人が納付したと説明する金額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、婚姻後、夫と一緒に国民年金に加入し、加入時にさかのぼって納付できる夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付し、その後も夫婦二人分の保険料を金融機関の口座振替で納付していた。夫は申立期間の保険料が納付済みとされているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人が一緒に国民年金に加入し保険料を納付していたとする申立人の夫は、45年10月以降、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料がすべて納付済みである上、申立期間当時、申立人と夫が居住していた区では金融機関の口座振替による保険料の収納を行っており、口座振替をしていたとする銀行の支店は、当時開設していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 7629

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月

私は、結婚後は申立期間を含め国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、オンライン記録によると、申立人は昭和 63 年度の保険料を、申立期間直前まですべて現年度納付しており、一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間の保険料は納付済みであり、当該年度の4月分から申立期間までの保険料はおおむね翌月に現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月、39年4月及び39年8月から41年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から38年3月まで  
② 昭和39年4月から41年10月まで

私の父か継母は、私の国民年金の加入手続を行い、私が実家を離れ、厚生年金保険に加入していた時も国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする父親は、昭和39年9月に任意加入以降、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、継母は、申立期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する年金手帳には、「昭和36年～41年迄6ヶ年間国民年金払ってあります。年金を受ける時に大事なものです。」と記載されたメモが貼付<sup>ちようふ</sup>されており、メモの裏面には、申立人の年金手帳に記載されている住所所在地の市の名称及び国民年金担当部署が印刷されており、当時当該市で使用していた用紙であると認められ、メモ書きされている筆跡は継母のものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和36年12月から38年2月までの期間及び39年5月から同年7月までの期間については、厚生年金保険加入期間であるが、申立人の被保険者名簿から、当該期間は申立期間当時、国民年金加入期間であったと確認でき、申立期間①については、申立人の手帳記号番号が払い出された38年5月時点及び当該期間直後の同年4月から同年7月までの保険料を納付している同年7月時点で過年度納付することが可能であり、申立期間②については、申立人の手帳記号番号払出し後の時期であり、また、申立人の所持する年金手帳により、39年4月に住所変更が行われているほか、同月

に当該期間直前の39年3月分の保険料が納付されていることが確認でき、これに引き続く当該期間の保険料を納付しなかったとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、昭和36年12月から38年2月までの期間及び39年5月から同年7月までの期間については、申立人は、厚生年金保険に加入していることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月

私は、24歳当時アルバイト生活をしており、母が私の将来を心配して、平成6年6月に国民年金に加入してくれ、時効で国民年金保険料を納付できない期間を除き、さかのぼって平成4年5月分から1か月分ずつ保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は、納付済みである。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続をした後に送られてきた納付書で、平成4年5月からの保険料を1か月分ずつ過年度納付していたと説明しており、オンライン記録により申立期間直前の平成4年5月から9月までの保険料は毎月過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

私の夫は、会社を退職直後に私の国民年金の資格種別変更手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の平成2年4月から4年3月まで及び同年5月から7月までの保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できることなど、申立内容に不自然さはみられず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 7637

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から48年9月まで  
私は、国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に保険料を納付してきた。夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、一緒に保険料の納付をしていたとする夫は、申立期間を含め自身の保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する領収証書により、夫婦は、申立期間前の36か月分の保険料を第2回特例納付により、申立期間直後の18か月分の保険料を過年度納付により同一日に納付していることが確認できること、当該特例納付前における夫婦の保険料の未納期間及び納付済期間は、申立期間時期を除き同様であることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 7642

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年9月まで  
② 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和54年3月に会社を退職した後、すぐに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間それぞれの前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、会社退職後間もない昭和54年4月ころに払い出されていることが確認でき、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年3月まで  
私は、会社を退職後に国民年金に加入してからは、国民年金保険料を忘れずに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が当時居住していた市の被保険者名簿及び申立人が所持する領収証書から、申立期間の前後の期間の保険料は納期限内に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月及び同年9月

私は、平成2年8月に会社を辞めた後、第3号被保険者となるまでの間に国民年金への切替手続きを行い、この期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間の1回のみであり、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録では申立期間は未加入期間とされているが、申立人の所持する年金手帳には、申立期間当初の平成2年8月1日に第1号被保険者資格を取得し、申立期間直後の申立人が結婚して第3号被保険者となった同年10月7日に第1号被保険者資格を喪失していることが記載されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が認められるなど、申立期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料（昭和48年2月及び同年3月については付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年3月まで

私の父は、私が20歳になった時に、私の国民年金の任意加入手続きを行い、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたはずであり、昭和48年2月からは付加保険料も納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間直後の厚生年金保険加入期間後の加入期間（昭和52年3月まで）については、付加保険料を含めた保険料を納付している。

また、国民年金手帳の記号番号払出簿及び申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は、短期大学生で20歳到達時の昭和47年\*月に任意加入していることが確認できること、申立人が所持する国民年金手帳には昭和48年2月28日に付加保険料の納付の申出を行っていることが記載されていること、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は申立期間を含めて国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（昭和48年2月及び同年3月については付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から42年3月まで

私の夫は、結婚後に私の国民年金の加入手続をし、それ以降、私が60歳になるまで国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年7月から42年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は42年9月ごろ払い出されており、その時点では、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったほか、申立人及びその夫の弟夫婦の保険料を納付していたとする申立人の夫は国民年金制度発足の当初から60歳になるまでの自身の保険料をすべて納付しており、夫の弟夫婦も申立期間を含め加入期間の保険料はおおむね納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年3月から40年6月までの期間については、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和40年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月9日に支給された賞与において29万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成17年12月9日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、29万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、29万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月10日及び同年12月8日に支給された賞与において、共に25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、共に25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月10日  
② 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間①及び②について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年7月10日及び同年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間①及び②において、共に25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、共に25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（4万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準賞与額が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準賞与額は3万円と記録されている。

しかし、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年7月10日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、その主張する標準賞与額（4万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額については、4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において22万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、22万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、22万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において26万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を26万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、26万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、26万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、24万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において21万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を21万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、21万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、21万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において16万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、16万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において20万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において7万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、7万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、7万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において27万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を27万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、27万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、27万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において71万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を71万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、71万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、71万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において27万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を27万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、27万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、27万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、21万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、7万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において6万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を6万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、6万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、6万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において60万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を60万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、60万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、60万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において3万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、3万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、11万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において8万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、8万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、8万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において22万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、22万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、22万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、17万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、16万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において22万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、22万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、22万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、15万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において18万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、18万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、18万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、21万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を14万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において13万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、13万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、13万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において11万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、11万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、11万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、16万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において26万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、26万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、26万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において19万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を19万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、19万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、19万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において26万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。申立期間について、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において、26万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、26万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、30万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳兼源泉徴収簿等から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認

めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 1 日から 18 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 53 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方

の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳兼源泉徴収簿等から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、標準報酬月額62万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳兼源泉徴収簿等から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認

めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月1日から18年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額62万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方

の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳兼源泉徴収簿等から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成17年12月1日から18年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方

の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳兼源泉徴収簿等から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 1 日から 18 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方

の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳兼源泉徴収簿等から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はそれぞれ訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成18年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間のうち、同年1月、同年2月及び同年4月における標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間のうち、平成18年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 1 月、同年 2 月及び同年 4 月の標準報酬月額については、賃金台帳兼源泉徴収簿等から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は、申立期間のうち、平成 18 年 1 月、同年 2 月及び同年 4 月に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 18 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、A 社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額よりも低い額となり、それは、オンライン記録と同額となることが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、53万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成18年1月1日から同年2月1日までの期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間のうち、同年1月における標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月1日から18年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間のうち、平成18年1月1日から同年2月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた

と認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年1月の標準報酬月額については賃金台帳兼源泉徴収簿等から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間のうち、平成18年1月の報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成17年12月1日から18年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年5月1日までの期間については、A社から提出された申立人の賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額よりも低い額となり、それは、オンライン記録と同額となることが確認できることから、特例法によるあつせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成18年3月1日から同年4月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間のうち、同年3月における標準報酬月額に係る記録を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月1日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立期間のうち、平成18年3月1日から同年4月1日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額62万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成18年3月における標準報酬月額は、賃金台帳兼源泉徴収簿等から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間のうち、平成18年3月1日から同年4月1日までの期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを納付する義務を履行していないと認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年2月1日から同年3月1日までの期間については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成18年4月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間のうち、同年4月における標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年2月1日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人の主張する標準報酬月額44万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成18年4月の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間のうち、平成18年4月の報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年2月1日から同年4月1日までの期間については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額よりも低い額となり、それは、オンライン記録と同額となることが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 9 日から 35 年 1 月 1 日まで  
平成 21 年ごろに、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和36年5月15日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和35年7月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和34年11月1日）及び資格取得日（35年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月1日から35年4月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和34年8月1日に資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失後、35年4月1日に同社において再度資格を取得しており、34年11月1日から35年4月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出されたA社の人事記録には、「自昭和34年8月1日至昭和35年3月31日常勤的非常勤職員（週44時間勤務）として右期間継続雇用されたことを確認する」と記載されており、申立期間において勤務条件及び雇用形態に変更が無かったことが確認できる。

また、A社及び同社の同僚の供述からも、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、A社は、「勤務の継続が確認できることから、申立期間においても厚生年金保険料を控除できなかった理由は無く控除があったものと判断する。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年11月から35年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年8月1日から5年3月21日の期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を3年8月及び同年9月は44万円に、同年10月から5年2月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から5年3月21日まで  
② 平成5年3月21日から同年9月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②については、継続してA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年3月21日より後の同年3月25日付けで、申立人の標準報酬月額は、当初、3年8月及び同年9月は44万円、同年10月から5年2月までは47万円と記録されていたものが、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、A社の総務及び給与計算担当の従業員であり、社会保険関係業務を委託していた社会保険労務士との窓口であったが、社会保険の手続には権限を有していなかったと主張しているところ、当該社会保険労務士は、「届出書を提出するときは、代表取締役に必ず代表者印を直接押してもらっていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行

う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年8月及び同年9月は44万円、同年10月から5年2月までは47万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人から提出された平成5年分の給与支払報告書に退職日が同年9月15日と記載されていることから、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月21日以降も同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該給与支払報告書に記載されている社会保険料の控除額は、申立人のオンライン記録上のA社において厚生年金保険及び健康保険の被保険者であった期間（平成4年12月から5年2月まで）の社会保険料の金額とほぼ一致している。

また、オンライン記録によると、申立人は、国民年金の被保険者資格を平成5年3月21日に取得しており、申立期間②については国民年金保険料の納付済み期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和50年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間が、未加入となっている旨の回答をもらった。申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所から提出された在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和50年9月1日に同社B工場から同社本社に異動、同年10月1日に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年10月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年9月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は給付に反映されない記録となっていることから、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、60万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出せず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和22年11月1日に、資格喪失日に係る記録を24年8月22日に、同社C工場における資格取得日に係る記録を25年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、22年11月を600円、24年7月及び25年11月を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年11月1日から同年12月3日まで  
② 昭和24年7月28日から同年8月22日まで  
③ 昭和25年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から③までの厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のD社に継続して勤務し（D社（後に、A社に名称変更）E工場からA社B工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、雇用保険の加入記録から、昭和22年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和22年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断する

と、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社E工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の異動日については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳から、昭和24年8月22日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和24年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社E工場から同社C工場に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の異動日については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者台帳から、昭和25年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和25年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 4 事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月5日から56年11月5日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を55年4月5日に、資格喪失に係る記録を56年11月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から45年4月まで  
② 昭和54年1月10日から58年2月28日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはB社に、申立期間②についてはA社にそれぞれ勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和55年4月5日から56年11月4日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が記憶していた同僚及びB社に係る事業所別被保険者名簿から当時同社に勤務していた従業員に照会をしたところ、同僚を含む複数の従業員は、「申立人は正社員として勤務していた。」とし、代表者を含む複数の従業員は、「申立期間②当時、試用期間は無かった。」と回答している。

さらに、上記同僚等に当時の従業員数及び申立人と同じ営業職に従事していた人数について照会したところ、同僚等が証言した当時の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致し、申立人と同じ営業職に従事していたとする従業員については、全員が厚生年金保険被保険者として記録があることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和 55 年 4 月 5 日から 56 年 11 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の B 社に係る営業職の同僚の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主により申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主により当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 4 月から 56 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 54 年 1 月 10 日から 55 年 4 月 5 日までの期間及び 56 年 11 月 5 日から 58 年 2 月 28 日までの期間については、B 社及び同社の代表者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上に、同僚を含む複数の従業員から、申立人が、当該期間中に勤務をしていたことを推認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、従業員の供述から、時期は特定できないが、申立人は、申立期間①に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の A 社に係る雇用保険の記録は確認できない。

また、A 社の代表者は、「雇用保険に加入していないことから、申立人はアルバイトであったと思う。アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。」としており、さらに、当時の社会保険担当者は、「申立人は正社員ではなかった。アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和50年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月17日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事発令記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(昭和50年10月1日にA社B支店から同社本社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、C企業年金基金の加入者記録票によると、申立人が昭和50年10月1日にA社B支店で同基金加入員資格を喪失し、同日に同社本社で同資格を取得したことが確認でき、さらに、同社は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和50年10月1日にA社B支店における被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の昭和50年9月の加入者記録票から、15万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年8月12日は48万円に、17年8月12日は38万9,000円に、同年12月28日は47万7,000円に、18年8月21日は38万2,000円に、同年12月28日は47万円に、19年8月21日は37万6,000円に、同年12月28日は50万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日  
② 平成17年8月12日  
③ 平成17年12月28日  
④ 平成18年8月21日  
⑤ 平成18年12月28日  
⑥ 平成19年8月21日  
⑦ 平成19年12月28日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦において、同社より支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。当該期間について、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる賞与支払明細書を提出するので、当該賞与について、標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書によれば、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与からそれぞれ控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるの

は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額となる。したがって、申立人の標準賞与額の記録については、当該賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額により、申立期間①は48万円に、申立期間②は38万9,000円に、申立期間③は47万7,000円に、申立期間④は38万2,000円に、申立期間⑤は47万円に、申立期間⑥は37万6,000円に、申立期間⑦は50万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月30日から同年11月7日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主により提出された個人カード（労働者名簿）から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年6月30日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人が申立期間についてA社で勤務していることから、保険料を控除し、納付していたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、

行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
- |        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 氏名     | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : |           |
| 生年月日   | : |           |
| 住所     | : |           |

### 2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
9758	男		昭和24年生		平成17年12月13日	80万 円
					平成18年7月3日	51万 5,000円
9759	男		昭和28年生		平成17年12月13日	62万 6,000円
					平成18年7月3日	40万 円
9760	男		昭和36年生		平成17年12月13日	49万 4,000円
					平成18年7月3日	37万 円
9761	男		昭和35年生		平成17年12月13日	69万 4,000円
					平成18年7月3日	50万 5,000円
9762	男		昭和40年生		平成17年12月13日	51万 5,000円
					平成18年7月3日	38万 円
9763	男		昭和23年生		平成17年12月13日	59万 8,000円
					平成18年7月3日	47万 1,000円
9764	男		昭和51年生		平成17年12月13日	32万 6,000円
					平成18年7月3日	28万 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。同事務所には、申立期間も勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の平成19年分の給与所得の源泉徴収票によると、退職年月日は同年9月30日と記載されていることから、申立人は同日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された申立人に係る平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、同年9月分の給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時、厚生年金保険等の社会保険料は当月控除方式を採っていた。」と回答していることから、申立人は、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記源泉徴収簿の保険料控除額及び支給総額から判断して、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと回答しているが、オンライン記録におけるA社に係る申立人の資格喪失日が、同社が加入しているB厚生年金基金及びC健康保険組合における被保険者資格喪失日と同日（平成19年9月29日）となっており、社会保険事務所と関係機関（厚生年金基金及び健康保険組合）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成19

年9月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案9772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和43年4月1日から平成12年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び「申し立て理由」等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社C支店に係る厚生年金保険の資格喪失年月日を昭和46年3月31日と誤って届け出たとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付をした場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案9774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月26日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い。同社には平成19年2月1日から同年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与支払明細書（平成19年4月15日支給）により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、申立期間に係る給与支払明細書の総支給額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社における資格喪失日を平成19年4月1日とする届出を同年4月11日に行ったものの、同日以降の同年6月7日に当該資格喪失日を同年3月26日と訂正する届出を行っており、このことについて、当該届出手続に誤りがあったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和 25 年 3 月 2 日、資格喪失日は同年 12 月 11 日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 25 年 3 月は 3,000 円、同年 4 月及び 5 月は 3,500 円、同年 6 月は 3,000 円、同年 7 月から同年 11 月までの期間は 3,500 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで  
② 昭和 25 年 3 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の記録によれば、B島にあったC社で勤務した申立期間①及びA社D支店で勤務した申立期間②の加入記録が無い。しかし、当該期間もそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、E社会保険事務所（当時）の記録によると、F（昭和 3 年 \* 月 \* 日生）という記録があり、姓と生年月日が一致することから、私の記録の可能性がある。生年月日についての引揚者事実証明願及び国民年金手帳を提出するので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、A社D支店に昭和 25 年 3 月から同年 12 月まで勤務していたと申し立てているところ、同社同支店に係る事業所別被保険者名簿には、申立人と名前が違い生年月日は 8 日間相違するものの、同姓の被保険者記録があり、当該被保険者記録の資格取得日は同年 3 月 2 日、資格喪失日は同年 12 月 11 日と記載され、申立期間と一致する未統合の記録がある。

一方、申立人は、「当該期間当時、タイピストとして勤務していたが、名前はカタカナを嫌って漢字にしていたと思う。生年月日については昭和 3 年 \* 月 \* 日としていた。A社D支店ではタイピストは二人だった。」と供述している。

また、A社D支店における事業所別被保険者名簿により、当該期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「Gという姓のみ記憶しています。タイピストはGさんのほかは先輩に当たるHさんだった。」と供述しており、申立人の供述と符合する。

さらに、A社は、「当社が保管する同社D支店の被保険者名簿によると、F(昭和3年\*月\*日生)の記録が確認でき、同名簿の中でG姓の者は一人だけである。」としている。

加えて、申立人に係る除籍謄本によると、申立人の生年月日は昭和3年\*月\*日と記録されているところ、37年当時の引揚者事実証明願に、「二女、I、昭3.\*.\*生」と記録されており、申立人が保有する35年発行の国民年金手帳に、「J、昭3年\*月\*日生」と記録されていることから、申立人は当該期間当時、自らの生年月日を3年\*月\*日と記憶していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓の被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険の被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、事業所別被保険者名簿に記載されている未統合の申立人と認められる者の記録から、昭和25年3月は3,000円、同年4月及び同年5月は3,500円、同年6月は3,000円、同年7月から同年11月までは3,500円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、K県が保管する引揚者給付金に係る請求書類及び申立てに係る事業所名がB島に関する文献で確認できることから、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするC社については、戦前にB島にあった事業所であることから、商業登記や厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、当時の事業主の所在を確認することができず、当該事業主から当時の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚6人についても、C社での厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

なお、C社が所在していたB島については、特別な法令によって適用される法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが、厚生年金保険法をB島に適用する勅令は発せられていない。このことから、B島に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用はなかったと判断できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日は91万3,000円、17年12月22日は92万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成17年12月22日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所(当時)に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない。記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成15年12月22日及び17年12月22日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日は91万3,000円、17年12月22日は92万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月17日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立

人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日は75万7,000円、17年12月22日は76万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成17年12月22日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、平成15年12月22日及び17年12月22日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日は75万7,000円、17年12月22日は76万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月17日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該標

準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、80万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月22日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、年金事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年12月15日の標準賞与額に係る記録を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、申立人は、平成18年12月15日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳における厚生年金保険料控除額から、37万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月22日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、年金事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成18年6月20日の標準賞与額に係る記録を24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月20日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表により、申立人は、平成18年6月20日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表の厚生年金保険料控除額から、24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月16日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間及び50年12月1日から51年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のこれらの期間の標準報酬月額に係る記録を、46年10月は4万5,000円、50年12月は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（4万2,000円及び10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月1日から同年11月1日まで  
② 昭和50年10月1日から51年4月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。厚生年金保険料の給与からの控除等を確認できる当時の給与支給明細書を提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間①は4万2,000円、申立期間②については、当該期間のうち、昭和50年

10月は9万2,000円、同年11月から51年3月までの期間は10万4,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出のあった給与支給明細書等により、申立人は、申立期間①及び申立期間②のうちの昭和50年12月において、その主張する標準報酬月額（申立期間①は4万5,000円、申立期間②のうちの昭和50年12月は11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は4万5,000円、申立期間②のうちの昭和50年12月は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（4万2,000円及び10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、昭和50年10月については、上記給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額に見合う報酬月額を超える月收入（総支給額）を得ていたことは確認できるものの、当該給与支給明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録より低いことが確認できる。

このため、上記第3の1を踏まえると、申立期間②のうち、昭和50年10月については、報酬月額に基づく標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が低く、当該保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録より低いことから、特例法によるあつせんの対象にならないため、上記給与支給明細書に基づき記録訂正を行うことはできない。

- 4 申立期間②のうち、昭和50年11月及び51年1月から同年3月までの期間については、上記給与支給明細書等により、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるものの、当該給与支給明細書等上の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このため、上記第3の1を踏まえると、申立期間②のうち、昭和50年11月及び51年1月から同年3月までの期間については、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より報酬月額に基づく標準報酬月額が低く、当該報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、上記給与支給明細書等に基づき記録訂正を行うことはできない。

- 5 このほか、申立期間②のうち、昭和50年10月、同年11月及び51年1月から同年3月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和50年10月、同年11月及び51年1月から同年3月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成19年2月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成19年2月1日）及び資格取得日（平成19年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、19年2月は11万円、同年3月は11万8,000円、同年4月は10万4,000円、同年5月及び同年6月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年4月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年2月1日から同年7月1日まで  
② 平成19年4月10日

社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。また、同記録では、申立期間のうち、平成19年4月に同社から支給された賞与に係る記録も無いことが判明した。申立期間は育児休業期間終了後で、既に同社に勤務しており、厚生年金保険料は給与及び賞与から控除されていた。その後、同社は、社会保険事務所（当時）に対して所要の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効

により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の申立期間に係る「給与賃金台帳」及び勤務状況に係る記録、事業主の回答等により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記「給与賃金台帳」において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成19年2月は11万円、同年3月は11万8,000円、同年4月は10万4,000円、同年5月及び同年6月は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立期間に係る届出を誤ったことを認めており、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成19年4月10日については、A社から提出のあった「賞与賃金台帳」等により、申立人は、同日に同社から賞与の支払を受け、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成19年4月10日に係る標準賞与額については、上記「賞与賃金台帳」において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月16日から4年1月31日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から3年12月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年2月1日）の後の4年2月26日に、当該期間について8万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、上記そきゅう訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、取締役であったことが確認できる。

しかし、上記謄本により、当時、取締役であったことが確認できる申立人の同僚は、「申立人は新規事業の企画を担当しており、社会保険事務の執行権限を有していなかった。」旨供述している。

また、同様に上記謄本により取締役であったことが確認できる別の同僚は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険事務所からの呼出しに応じて当該同僚自ら同事務所に出向き、A社の経理担当責任者として交渉を行い、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、同事務所に対する標準報酬月額の減額等に係る届出に関与したことを認めた上で、「当時、申立人に社会保険事務の決裁権限は無く、また、申立人は自らの標準報酬月額の減額に係る届出にも関与していなかった。」旨供述し

ている。

これらのことから、申立人は、上記標準報酬月額が減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和21年10月28日に、D社（現在は、B社）E支店における資格取得日に係る記録を29年4月23日に、同社F支店における資格取得日に係る記録を34年10月31日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、21年10月は330円、29年4月は8,000円、34年10月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月28日から同年11月6日まで  
② 昭和29年4月23日から同年5月1日まで  
③ 昭和34年10月31日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社及び同社を商号変更したD社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間に本店支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人がA社及び同社を商号変更したD社に継続して勤務し（昭和21年10月28日にA社本店から同社C支店に異動、29年4月23日にD社G支店から同社E支店に異動、34年10月31日に同社H支店から同社F支店に異動）、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における

昭和 21 年 11 月の社会保険事務所の記録から 330 円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の D 社 G 支店における 29 年 3 月及び同社 E 支店における同年 5 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とし、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社 F 支店における 34 年 11 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月26日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった「職歴証明書」（B社が作成）、B社から提出のあった申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和38年10月26日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年11月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に関連会社間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった申立人に係る「社員台帳」及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社及び当時関連会社であったB社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていること、並びに申立人については、オンライン記録における資格喪失日及び厚生年金基金の記録における資格喪失日がいずれも昭和61年3月31日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対して、同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年7月1日までの期間の標準報酬月額が41万円であると認められることから、当該期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から10年6月25日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与に比べ過少であることが分かった。  
正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間に係る給与額は、申立人が所持している金融機関の預金口座の給与振込明細から60万円から80万円までであることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額より上回っていることが確認できる。

一方、申立人から提出された「平成7年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」に記載されている社会保険料控除額を当時の厚生年金保険料率から検証したところ、平成6年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額が41万円であったことが推認できることから、当該期間において、41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、平成5年10月から同年12月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額は同年10月の定時決定に基づき6年6月まで17万円と記録さ

れているところ、上述のとおり、同年1月から同年12月までの期間の標準報酬月額が41万円であったと認められる上、申立人が所持している上記金融機関の預金口座の給与振込明細では、5年9月から6年1月までおおむね同額であることなどから、当該期間についても41万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月から6年6月までの期間において、標準報酬月額41万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、当該期間における申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないことから確認できず、そのほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

他方、申立期間のうち、平成5年7月から同年9月までの期間、6年7月から8年12月までの期間及び10年1月から同年5月までの期間については、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除が確認できる資料が無いことから、保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間のうち、平成9年1月から同年12月までの期間については、「平成10年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」に記載されている社会保険料額（平成9年1月から12月分まで）は、当該期間のオンライン記録上の標準報酬月額から算出される社会保険料額を下回っており、申立人が主張する標準報酬月額に相当する保険料が給与から控除されていたとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年7月から同年9月までの期間、及び6年7月から10年5月までの期間について、申立人はその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月1日から5年3月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間のうち、3年11月から4年6月までを24万円に、同年7月から同年9月までを36万円に、同年10月から5年2月までを34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間に係る事業所における資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年4月1日まで

A社には、総務担当として平成5年3月末まで勤務したが、ねんきん定期便により、厚生年金保険の加入期間が2か月短く記録され、また、標準報酬月額の記録について、記憶している給与支給額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年11月から平成5年1月までの期間について、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年6月までは24万円、同年7月から同年9月までは36万円及び同年10月から5年1月までは34万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の同年3月16日及び同年12月7日付けで、申立人のほか11名の標準報酬月額がさかのぼって減額されており、申立人の場合、15万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記訂正処理をさかのぼって行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年6月までを24万円に、同年7月から同年9月までを36万円に、同年10月から5年1月までを34万円に訂正することが必要である。

2 オンライン記録により、A社は、平成5年12月7日付けでさかのぼって同年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理及び申立人のほか11名について厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同日とされていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、A社は、平成5年2月28日以降も法人であることが確認でき、従業員が勤務していたことが認められることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。したがって、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、雇用保険の記録により、申立人は、平成5年2月28日までA社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が平成5年2月28日に資格を喪失した処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日を、雇用保険における離職日の翌日である同年3月1日に訂正することが必要である。

なお、平成5年2月の標準報酬月額については、上記第3の1における訂正後の同年1月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、平成3年7月から同年10月までの期間については、申立人は「給与月額は32万円だったと記憶している。」と申し立てているが、給与明細等を保有しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認ができない。

また、他の従業員が所持している当該期間の給与明細書において、厚生年金保険料の控除額から算出される標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額との一致が確認できる上、当該期間の標準報酬月額がそきゅうして訂正された形跡は認められない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等総合的に判断すると、申立人が主張する当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立期間のうち、平成5年3月1日以降の期間については、A社の事業主は死亡しており、同社及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の雇用保険受給資格者証から、離職日は平成5年2月28日、所轄公共職業安定所での求職申込みは同年3月17日、基本手当の受給開始は同年3月24日であることが確認できることから、同年3月1日以降の勤務は認められない。

さらに、申立人が同時期にA社を退職したと記憶している従業員は、自分は平成5年2月28日に退職したと回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、平成5年3月1日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和20年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、同年10月から21年3月までを130円、同年4月から同年7月までを120円、同年8月から同年12月までを210円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社C出張所から本社への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の経歴証明書及び社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記経歴証明書及び社員台帳から、昭和20年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の社員台帳に記載されている俸給及び同僚の標準報酬月額から、昭和20年10月から21年3月までの期間については130円、同年4月から同年7月までの期間については120円、同年8月から12月までの期間については210円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA法人に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年1月1日、資格喪失日が15年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA法人における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年4月30日から同年5月1日

A法人に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり、同法人に相談した。同法人は、社会保険事務所（当時）に訂正の届けを行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、年金額の計算基礎とされる期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成15年4月30日喪失）及びA法人提出の賃金台帳から、申立人が同法人に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金

台帳の報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成5年2月1日から同年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における5年2月の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人のA社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者の資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。また、当該訂正期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同年3月の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成5年2月及び同年3月の上記訂正（標準報酬月額を28万円とする訂正を除く。）後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④のうち、平成5年8月1日から6年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額である30万円に訂正することが必要である。また、当該訂正期間を含む申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における申立期間④の標準報酬月額に係る記録を、平成5年4月及び同年5月は44万円に、同年6月から同年9月までは50万円に、同年10月から6年3月までは34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間④の上記訂正（標準報酬月額を30万円とする訂正を除く。）後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和55年6月1日から平成3年6月1日まで  
② 平成3年6月3日から5年3月31日まで  
③ 平成5年3月31日から同年4月1日まで  
④ 平成5年4月1日から6年4月30日まで

C社に勤務した申立期間①、A社に勤務した申立期間②及びB社に勤務した申立期間④の標準報酬月額が、実際の給与支給額及び保険料控除額に相当する標準報酬月額と異なっている。また、申立期間③については、厚生年金保険の加入記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び④の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（給与支給総額）のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、平成5年2月1日から同年3月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録より確認できる標準報酬月額よりも高いことが認められる。

また、当該期間の申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、オンライン記録によれば、当初、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は平成5年4月1日と記録されており、その後、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年5月18日付けで、申立人を含めて12名が遡及して同年3月31日に訂正されていることが確認できる。

加えて、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役ではなく、同社の従業員

員が「申立人はシステム担当だった。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは認められない上、当該訂正前の記録から、平成5年4月1日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同年3月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は訂正処理前の同年4月1日であると認められる。

また、当該期間の申立人の標準報酬月額については、平成5年2月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。他方、当該期間については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録より確認できる標準報酬月額よりも高いことが認められることから、申立人の標準報酬月額については、同明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、当初、申立期間④のうち平成5年8月から6年3月までの期間は30万円と記録されていたが、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年4月30日より後の同年5月20日付けで、8万円に<sup>ぞきゅう</sup>遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間④当時、B社に勤務していた3名（1名は同社代表取締役）の被保険者記録についても、平成6年5月20日付けで、申立人と同様に標準報酬月額が<sup>ぞきゅう</sup>遡及して8万円に減額訂正されている。

加えて、申立人は、B社の商業登記簿謄本から取締役ではなく、同社の従業員が「申立人はシステム開発を担当していた。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、平成5年8月1日から6年4月1日までの期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所<sup>に</sup>当初届け出た標準報酬月額の記

録から、30万円に訂正することが必要である。

また、当該期間を含む申立期間④のすべての期間について、申立人から提出された給与明細書(平成5年11月を除くすべての申立期間に係る給与明細書)により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録より確認できる標準報酬月額よりもそれぞれ高いことが認められることから、申立人の標準報酬月額については、同明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成5年4月及び同年5月は44万円に、同年6月から同年9月までは50万円に、同年10月から6年3月までは34万円にそれぞれ訂正することが妥当である。(平成5年11月については、給与明細書は無いが、B社の平成5年分給与所得の源泉徴収票及び前後月の給与明細書の内容により、標準報酬月額を34万円とすることが妥当と判断したものである。)

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の供述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人から提出された昭和56年10月及び同年11月、57年2月から同年12月まで、58年5月から同年7月まで、同年9月から60年5月まで、同年7月及び同年8月、同年10月から平成元年5月まで、同年7月から3年5月までの給与明細書により、オンライン記録より確認できる標準報酬月額に対して、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が同額又は低い額となるため、特例法によるあっせんの対象にならず、記録の訂正を行うことができない。加えて、申立期間①のうち、給与明細書が無い期間については、C社に賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料が無く、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないため、記録の訂正を行うことができない。

また、申立期間②のうち、平成3年6月3日から5年2月1日までの期間については、オンライン記録より確認できる標準報酬月額と給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が同額となるため、特例法によるあっせんの対象にならず、記録の訂正を行うことができない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年11月1日、資格喪失日が18年9月30日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されているが、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る標準賞与額の記録を60万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月30日から同年9月30日まで  
② 平成18年6月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②の賞与についての記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年11月1日、資格喪失日が18年9月30日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る平成18年度の賃金台帳及び18年9月の出勤簿並びに同社の回答によると、申立人は、申立期間①において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成18年5月のオンライン記録及び前述の賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月14日に、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された申立人に係る平成18年度賃金台帳により、申立期間②に係る賞与の支払があったことが確認できるとともに、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の賃金台帳における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、60万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当初、事業主は申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出したものの、事業主が申立人に係る資格喪失日を平成18年6月30日と誤って届け出たことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の賞与の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和25年7月20日から26年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を25年7月20日に訂正し、同年7月から26年4月までの期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和27年5月1日から同年6月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C出張所における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月20日から26年5月1日まで  
② 昭和27年5月1日から同年6月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無い。昭和25年7月に同社本社に入社し、その後、同社C出張所への異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び「稟議書」から判断すると、申立人は、昭和25年7月20日から、A社本社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人の入社時の身分は、「雇員」であり、「雇員」は、入社時に厚生年金保険に加入させていたので、昭和25年7月分から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答しており、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、B社から提出された昭和25年7月1日付けの「稟議書<sup>りんぎしょ</sup>」から、4,500円とすることが妥当である。

なお、申立期間①における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び「稟議書<sup>りんぎしょ</sup>」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和27年5月1日にA社D出張所から同社C出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に係る昭和27年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間にA社本社から同社B支店への異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び国民健康保険組合の加入記録並びにA社から提出された「人事カード」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和48年5月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めており、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本部における資格取得日に係る記録を昭和39年7月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和18年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年7月8日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人の職歴等に関する回答書から判断すると、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務し（昭和39年7月8日にA社C支店から同社本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本部における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存していないものの、申立人の申立てどおりに厚生年金保険に加入させ、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月28日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年3月28日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年3月は3万3,000円とし、同年4月及び同年5月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月28日から48年2月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社に入社した直後から保険料を控除されていた。昭和47年4月から同年6月までの支給分の給料明細書等を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和47年3月28日から同年6月1日までの期間について、雇用保険の加入記録並びに申立人から提出された給料支払明細書等から判断すると、申立人はA社に同年3月28日から勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。  
一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。  
したがって、申立期間のうち、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の報酬額及び保険料控除額から、昭和47年3月については3万3,000円、同年4月及び同年5月については、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その承継会社であるB社は当時の関係資料を所持していないことから不明であるとしているが、厚生年金基金の加入員資格取得日がオンライン記録と同日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和47年6月1日から48年2月1日までの期間について、申立人から提出された「昭和48年度市民税・都民税特別徴収税額通知書」及び「昭和48年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料額から判断すると、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の夫が加入している健康保険組合から提出された「適用台帳検索」の写しから、申立人は、昭和47年11月21日から夫の健康保険被扶養者になっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和19年10月1日から同年11月6日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年10月1日、資格喪失日は同年11月6日であると認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月ごろまで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年10月1日から同年11月6日までの期間については、厚生年金保険被保険者番号払出簿から、申立人（旧姓はC氏）と同姓同音名の者（「D氏」。ただし、生年は1年相違）は、同年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月6日に資格を喪失していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同音名の者は、同社において、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このため、申立人に名前の用字について照会したところ、申立人は、「戸籍上の名前の『C氏』は変体仮名で、読んだり書いたりできる人が少なく不便なので、代わりに『D氏』や『E氏』の字を使うようになった。」旨供述している上、A社の元同僚は、「当時、申立人と同姓同名の従業員はいなかった。」旨供述していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿で確認できる「D氏」の記録は、申立人に係る

未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらのことから、事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 6 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

しかしながら、当該未統合の記録のうち、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の A 社における資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は同年 11 月 6 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、30 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 11 月 6 日から 20 年 4 月ごろまでの期間については、A 社の複数の元従業員は「申立人を全く知らない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、B 社の人事担当者は「当時の人事記録及び厚生年金保険関係の書類は保管していない。」旨供述している上、当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の昭和 19 年 11 月 6 日から 20 年 4 月ごろまでの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が昭和 19 年 11 月 6 日から 20 年 4 月ごろまでの期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 19 年 11 月 6 日から 20 年 4 月ごろまでの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 19 年 11 月 6 日から 20 年 4 月ごろまでの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年1月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年4月から同年9月までの標準報酬月額が32万円、同年10月から同年12月までの標準報酬月額が30万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月30日から10年12月まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成9年4月30日となっている。同社には、申立期間も継続して勤務し、9年分及び10年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額に、7年分及び8年分の源泉徴収票と同額くらいの記載があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年11月8日の後の10年4月6日に、申立人を含む27人について、9年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されるとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年4月30日にさかのぼって喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、健康保険組合の資格喪失日の記録から、平成10年1月31日とすることが必要と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における事業主が当初届け出た社会保険事務所の記録から、平成9年4月から同年9月までは32万円、同年10月から同年12月までは30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成10年1月31日から同年12月までについては、

申立人から提出された10年分の源泉徴収票の社会保険料等欄に記載された金額は、7年分から9年分までの金額と大差ないことが確認できるが、「普通預金元帳」における給与振込金額の状況からすると、10年分の源泉徴収票の社会保険料等欄に記載された金額が、申立人の給与から控除された事情はうかがえない。

また、A社の従業員から提出された平成10年の給与明細書により、同年1月分には厚生年金保険料の控除があるが、同年2月分には厚生年金保険料の控除が無いことが確認できる上、複数の従業員が、同年1月ごろに同社から社会保険から脱退する旨の説明があったと供述しており、申立人も時期は特定できないが、説明があったことを認めている。

このほか、申立人の平成10年1月31日から同年12月までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成10年1月31日から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社からグループ会社であるC社への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事記録及び同社人事担当者の供述から判断すると、申立人が同社及び関連会社C社に継続して勤務し（昭和43年11月1日にA社B支店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年9月1日）及び資格取得日（36年6月7日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年6月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和34年8月から継続して勤務し、申立期間中、結婚して姓は変わったが、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和34年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年9月1日に資格を喪失後、36年6月7日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い旨主張している。

しかしながら、A社において、昭和35年12月2日に資格を取得して37年6月6日に資格を喪失した同僚の「申立人は、自分より前に同社に在籍して仕事をおぼわった。自分が退社するころは、産休中であり、自分が入社してから退社するまで、申立人は、在籍していた。」との供述及び34年4月1日から36年3月末まで、同じ部署に在籍していた同僚は、「申立人は、姓が変わった後も営業事務をしており、勤務形態や業務内容等に変更は無かった。」との供述内容から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の元代表者は、「結婚した女性も他の従業員と区別なく働いてもらっていたので、継続して勤務していたのなら、保険料は、給与から控除して

いたはずである。」と供述している。

さらに、申立人と同じく A 社本社で内勤業務をしていた他の従業員には、被保険者記録が抜けている者はおらず、同社の役員は、「当時は、パートのような制度は無く、正社員は社会保険に全員加入していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 35 年 8 月の事業所別被保険者名簿から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元代表者は、当時の社会保険担当者が、既に死亡しており、資料等も無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 9 月から 36 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和20年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月15日に、同社D事業所における資格取得日に係る記録を同年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間のうち昭和20年4月から同年6月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また申立期間のうち昭和20年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月1日まで

A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和20年4月1日に入社し、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

現在のC社から提出された在籍および職務経歴証明書及び申立人から提出されたA社作成の職員手帳に記載されている「辞令」により、申立人が昭和20年4月1日からA社に継続して勤務（同年7月15日同社B事業所から同社D事業所に合併のため異動）していたことが認められる。

また、A社D事業所に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は昭和20年8月1日に同社において厚生年金保険の資格を取得しているところ、A社B事業所において厚生年金保険に加入していた申立人以外の従業員71人は、同年7月15日にA社D事業所において被保険者資格を取得している記録が認められる。

さらに、同僚の一人は、A社B事業所は、昭和20年5月の空襲により焼失してしまったため、同年7月15日に同社D事業所と合併したと供述し、申立人を含め合併により所属だけが変った従業員は、出張所の所在が変っただけで、勤務の内容、勤務形態に変更は無かったと供述している。

加えて、C社の社会保険担当者は、「申立人は正社員採用であることが確認

でき、当時は試用期間も無かったことから、通常であればすぐに社会保険の加入手続を行っていたはずである。戦災による焼失、合併等があって、手続を行った当時の同社D事業所は、キリの良い昭和20年8月1日を厚生年金保険の資格取得日としたのではないか。」と回答している。

これらの事実から判断すると、申立人は昭和20年4月1日にA社B事業所において厚生年金保険の資格を取得し、同年7月15日に資格を喪失、同日に同社D事業所において資格を取得し、給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち昭和20年4月から同年6月までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち昭和20年7月については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事務所（現在は、B事務所）における厚生年金保険の資格取得日は、昭和54年4月1日と認められることから、同事務所における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月21日から54年4月2日まで  
A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同事務所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を含め継続してA事務所に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の加入記録は資格取得日が昭和54年4月2日と記録されている。

しかし、雇用保険の加入記録では、申立人のA事務所における加入日は昭和54年4月1日と記録され、また、現在のB事務所総務課より提出された当時のA事務所の人事記録である「非常勤職員進退綴」では、申立人の任用予定期間が、53年4月10日から54年3月20日までの期間及び同年4月1日から55年3月20日までの期間となっており、同記録から申立人が、54年4月1日にはA事務所に在籍していることが認められる。

これらの事実から判断すると、申立人のA事務所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和54年4月1日と認められる。

2 一方、昭和54年3月21日から同年3月31日までの期間については、B事務所総務課より提出された当時のA事務所の人事記録である「非常勤職員進退綴」では、申立人の任用予定期間は、53年4月10日から54年3月20日までの期間及び同年4月1日から55年3月20日までの期間となっており、任用は継続されていない。

また、申立人の身分である「甲種日雇い」の任用契約期間の取扱いについて、B事務所総務課は、2年又は3年の任用期間であっても、1回の任用期間を会計年度を超えて結ぶことはなく、1年ごとに契約をいったん解除し、契約更新を行う職種であり、申立期間当時も現在も任用契約期間の取扱いは

同じである旨供述している。

さらに、申立人から提出されたA事務所作成の人事異動通知書によると、昭和54年3月29日付けで、申立人に退職手当として金2万3,364円を支給すると記載されていることが確認できる。

なお、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和54年3月21日に資格喪失し、同年4月2日に資格取得した6人に照会し、回答があった4人のうち申立人を記憶していた一人は、申立人の実際の退職日及び自身の当該期間の勤務、厚生年金保険料の控除の有無については不明と供述しており、残る3人は申立人を記憶しておらず、かつ、当該期間に自身の厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかについても記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち昭和54年3月21日から同年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7599

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から50年3月まで

私は、婚姻後に国民年金の加入手続を行い、長女を出産した時期に、国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が長女を出産した昭和52年4月末又は出産後の同年5月以降の時点では、申立期間の過半又は全部が時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7600

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の姉は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金の加入手続を私の分と一緒にいき、二人分の申立期間の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の姉が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の姉は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に申立人と一緒に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 42 年 4 月に、姉の手帳記号番号は同年 8 月に払い出されている上、姉は、申立期間のうち、40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の保険料を第 1 回特例納付で納付していることが確認でき、当該特例納付については、姉は、年金の受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付したものと考えられるが、申立人は、第 1 回特例納付時点では、特例納付をしなくても 60 歳到達時まで保険料を納付すれば受給資格期間を満たすことが可能な状況であった。

また、姉は、申立人の保険料と一緒に納付していたとするが、申立期間のうち、36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の保険料は姉も未納であることなど、申立人の姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7601

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの期間及び52年10月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで  
② 昭和52年10月から53年1月まで

私は、正確な時期は憶<sup>おぼ</sup>えてないが、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期、場所及び保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が乏しく、また、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人は、昭和61年1月に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上保険料を納付することができない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年5月時点より前に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7602

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 1 月まで  
私は、国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料を毎月納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の再加入時期、保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、氏名変更日が昭和 62 年 2 月 26 日、資格取得日が 61 年 4 月 1 日、資格喪失日が 62 年 2 月 1 日と記載されており、これらの記載の筆跡が同一と推察できることから、申立期間当時は国民年金の再加入手続はされておらず、60 歳到達時の 62 年\*月に申立人が氏名変更の手続をした際に、61 年 4 月の法律改正に伴う基礎年金制度の導入により強制適用となった申立期間の被保険者資格の得喪日が記載されたものと考えられる。

さらに、オンライン記録から、昭和 63 年 3 月 8 日に、申立人に過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該過年度納付書は、申立期間の保険料に係るものと考えられるが、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶や過年度保険料を毎月納付できるようにするため、過年度納付書を再発行してもらった記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7603

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成3年1月まで

私は、会社を退職後に国民年金に加入し、国民年金保険料は私か母が集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した時期の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成3年3月に払い出されており、申立人は国民年金加入時に保険料をさかのぼって納付した記憶がなく、申立人の母親は申立人の保険料を納付した記憶がないと説明しているなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記手帳記号番号払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することはできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から42年12月までの期間及び43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から42年12月まで  
② 昭和43年3月

私は、20歳になってすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を母を介して集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続場所、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間②直後の保険料は、婚姻後に実施されていた第1回特例納付により納付されていることが確認できるものの、申立人には特例納付したに関する記憶が無く、婚姻後の申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の元妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人、母親及び元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年9月に払い出されていることが確認できるものの、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から同年 11 月まで

私は昭和 39 年 4 月に退職した後、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額及び申立期間当時の国民年金手帳に関する記憶が曖昧であり、現金で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市が当時実施していた印紙検認方式による保険料の納付方法と相違する上、申立期間後にも未納期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 7 月時点は、第 2 回特例納付の実施期間であったが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことはないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から平成3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年3月から平成3年10月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、当初は勤めていた会社の社長の奥さんに、数か月後からは職場の同僚に、納付書と保険料を渡して納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、勤務していた会社の社長の妻及び元同僚が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその元同僚は、国民年金の加入時期、加入場所、加入手続等に関する記憶及び年金手帳、申立期間中の二度の転居に際しての住所変更手続に関する記憶が曖昧であり、申立期間当初に申立人の保険料を納付していたとする社長の妻から申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間の大部分の保険料を納付していたとする申立人の元同僚は、申立人から納付書を預かり、毎月、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたと説明しているが、保険料の納付金額、納付頻度に関する記憶が定かでないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7611

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月から同年7月まで

私は、会社を退職した昭和55年に、区役所で国民年金の加入手続きを行ったが、その後は納付書が送付されてこなかったため国民年金保険料を納付していなかった。59年ごろ区役所に行った際、職員から保険料の未納を指摘され、「保険料の納付が大変なら1年分の保険料は免除できるが、未納分の保険料はさかのぼって納付して下さい。」と言われたので、申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料の納付額の記憶が曖昧であるほか、申立人は、未納分の保険料をさかのぼって納付したのは1回と説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和59年6月に払い出されていることから、申立人が「未納分の保険料をさかのぼって納付した。」との説明は、納付記録のある昭和58年度分の保険料を過年度納付したものと推認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7612

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から同年 12 月まで

私は、夫の海外転勤に伴い出国する前に 1 年分の国民年金保険料を納付した。海外居住中の保険料が、昭和 53 年 7 月に還付されていることになっているが、当時は海外に居住していたため、還付の連絡を受けた記憶は無い。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は、申立人が海外に転居する直前の昭和 53 年 2 月 8 日に納付されていたことが申立人の所持する領収証書により確認できる。

しかし、申立期間の保険料については、昭和 53 年 6 月 20 日に申立期間は海外転居（海外在住期間は国民年金の被保険者とはならない）を理由として還付決議がされており、還付整理簿には、海外に転居する直前の住所、還付金額、還付事由、還付決定日及び支払日が明確に記載されているほか、記載された住所は、出国するまで夫婦が居住していたとする夫の実家の住所で、申立人が海外に居住中も夫の両親は当該住所に居住していたなど、当該記載内容に不合理な点は無く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7613

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、免除をされていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年5月から平成3年3月まで

私の父は、私が学生だった昭和 63 年に私の国民年金保険料の免除の申請  
手続を行ってくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料  
が免除とされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料が無く、  
申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は、国民年金の加入手続を  
行った記憶及び申立期間当時に申立人の年金手帳を受け取った記憶が曖昧で  
あり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い。

また、申立人は、申立期間当時は学生であり、国民年金の任意加入適用期  
間であったので、制度上、免除の申請手続を行うことができなかったほか、  
申立人の国民年金の免除申請手続を行ったとする父親は、免除申請手続の記  
憶が曖昧であるなど、申立人の申立期間の保険料が免除されていたことをう  
かがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断  
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認める  
ことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から49年3月まで

私の妻は、婚姻後に私の国民年金の加入手続を行い、2年くらいかけて私の20歳以降の国民年金保険料をさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、結婚した昭和47年12月ごろから自身が厚生年金保険適用事業所に就職した48年2月ごろの間に申立人の加入手続を行い、2年くらいかけて20歳以降の申立期間の保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、当該時期は第2回特例納付の実施期間（49年1月から50年12月）前であり、申立期間の保険料をすべて納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年6月は、第2回特例納付の実施期間内であったが、妻は、市役所出張所において保険料を納付し、その際に年金手帳の印紙検認欄にスタンプが押印されたと説明しており、印紙検認欄にスタンプを押印する納付方法は、現年度保険料に限られ、特例納付や過<sup>あいまい</sup>年度納付の納付方法と相違しており、納付金額等の納付状況に関する記憶も曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年11月まで

私は、昭和44年8月に会社を退職して、同年9月ごろに厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は金融機関で納付書により納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金の加入時期、印紙検認による保険料の納付等に関する申立人の記憶は曖昧である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和50年12月に任意加入していることが確認でき、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付できない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する昭和50年12月に払い出された手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶はないなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から17年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月から17年3月まで  
私は、60歳に達した後、信用金庫の行員に勧められて国民年金に任意加入し、65歳まで国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の任意加入の手続を行った時期、保険料の納付場所及び納付額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は保険料を市役所で納付していたと説明するが、申立期間のうち平成14年4月以降は市役所では保険料を納付できなかったこと、オンライン記録及び申立人が居住している市が保管する電子データ記録により、申立人は平成17年4月に任意加入したことが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで  
私は、昭和 54 年 9 月に国民年金の加入手続及び付加保険料納付の申出を行い、申立期間は付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、昭和54年9月20日に国民年金の任意加入手続と付加保険料の納付の申し出を行い、申立期間直前の56年4月8日に付加保険料の納付を辞退した旨の記載があり、当該記載については、社会保険庁（当時）が、当時、市町村に対して指導していた年金手帳への付加保険料納付に関する記載方法に合致していることなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から45年3月までの期間、55年8月から56年3月までの期間及び57年10月から61年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年7月から45年3月まで  
② 昭和55年8月から56年3月まで  
③ 昭和57年10月から61年12月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は兄が納付してくれていたと思う。昭和54年12月に会社を退職した際、区役所の出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行おうとしたところ、切替不要と言われた。しかし、後になって当該出張所職員から国民年金保険料を払うように言われたため、最大限さかのぼって保険料を支払った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の兄が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、兄から当時の保険料の納付状況に関して話を聞いた憶えが無く、国民年金手帳を手渡された記憶も無いと説明している上、申立人には昭和42年3月に1回目の国民年金手帳の記号番号が払い出されているものの、当該手帳記号番号に関しては納付済みの記録は無く、後に喪失処理されているなど、申立人の兄が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和54年

12 月以降の国民年金の加入手続を行った時期に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、2 回目の手帳記号番号が払い出された 63 年 11 月時点では、申立期間②及び申立期間③の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間である上、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7627

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 4 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成 4 年 2 月まで  
私の母は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、私から預かった国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続をしたとする母親は、加入手続についての記憶が曖昧であるため、加入状況が不明である。

また、申立人及びその母親は、申立期間に係る保険料の納付方法及び保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 7 年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年5月までの期間及び60年7月から61年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月から59年5月まで  
② 昭和60年7月から61年10月まで

母が、私の国民年金の加入手続を行い、その後は私が厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付を当時、居住していた区の出張所で行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する年金手帳には、国民年金に初めて被保険者となった日が申立期間より後の昭和62年8月15日と記載されていることから、当該年金手帳の発行時点では、申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、平成10年10月に申立人の資格得喪記録が訂正されて申立期間が国民年金の未加入期間から未納期間になった時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳のほかに、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に対し、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7631

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 59 年 6 月まで

私と妻は、昭和 59 年 7 月に、市役所で、国民年金保険料をさかのぼって納付すれば 60 歳から年金を受給できると聞いたため、妻が申立期間の夫婦二人分の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、納付金額に関する記憶が曖昧である上、夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 8 月時点で、過年度納付が可能な期間の保険料をすべて納付していることが確認できるものの、当該払出し時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 6 月まで

私と夫は、昭和 59 年 7 月に、市役所で、国民年金保険料をさかのぼって納付すれば 60 歳から年金を受給できると聞いたため、私が申立期間の夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付した金額に関する記憶が曖昧である上、夫婦の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 8 月時点で、申立人及びその夫は、過年度納付が可能な期間の保険料をすべて納付していることが確認できるものの、当該払出し時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、国民年金の加入時期ははっきりしないが、加入後は国民年金保険料を納付してきた。最初の5か月分の保険料が納付済みとなっていながら、その直後の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳が発行された昭和49年3月8日時点は、第2回特例納付の実施期間であり、申立期間直前の保険料は時効を超えて納付されている。しかし、申立人は、特例納付について説明を受けたことや、時効を超えてさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているため、さかのぼった期間、金額等が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び42年8月から43年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで  
② 昭和42年8月から43年12月まで

私は、当時居住していた区の役所又は出張所で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間の保険料を印紙検認により納付していたと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には申立期間の検認印が無いこと、印紙検認納付によらない場合には、過年度納付書で納付する必要があるが、申立人が納付したとする区役所出張所では、過年度保険料の収納事務は行われていなかったこと、申立人から申立期間当時の保険料の納付状況に関する説明について、電話及び文書による照会に対する協力が十分に得られないため、当時の状況が不明であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 44 年 8 月まで

私の妻は、私が勤務していた会社が厚生年金保険の適用となる前の時期に、国民年金と国民健康保険の両方の保険料を納付書で納付していたことを記憶している。申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻は、申立期間当時の申立人の国民年金の加入手続及び国民年金手帳の受領、所持に関して記憶が曖昧である上、申立期間の保険料は、国民健康保険料と同様に納付書で納付したと説明しているが、申立期間当時は印紙検認方式により国民年金保険料の収納が行われていたことなど保険料納付方法についても記憶が曖昧である。

また、申立期間について、申立人の妻は、自身の記録は国民年金の加入期間となっていることから、申立人も国民年金の加入期間であるはずと主張しているが、申立人の妻の加入期間は、国民年金の第 3 号被保険者として資格を取得した直後の平成 13 年 6 月に、国民年金の加入期間として記録が整備されたことによるものであり、申立期間当時は申立人及びその妻はともに国民年金に未加入となっていたこと、申立人は、厚生年金保険の加入期間のみとなっており、申立人が現在所持する年金手帳には、国民年金の記号番号及び資格取得日の記載が無いこと、申立期間当時に申立人が住民登録をしていた区、実際に居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いことなど、申立人の

妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7640

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年8月まで  
私の母は、私が20歳になった平成8年\*月ころに国民年金に加入してくれ、申立期間の国民年金保険料を一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、国民年金の加入時期及び申立期間当時の保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、母親は、申立人の国民年金の加入手続をした後、年金手帳を交付された<sup>おぼ</sup>憶えは無く、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年9月時点では申立期間の保険料を現年度及び過年度納付することが可能ではあったものの、母親は、当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7641

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年12月まで  
私の母は、私と申立期間同時に住み込みで働いていた使用人の20歳からの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付状況、納付金額等の納付手続に関する記憶が曖昧である上、母親が申立人とともに保険料を納付していたとする使用人も申立期間の保険料が未納であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年7月に使用人と連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、この時期に交付された国民年金手帳以外に手帳を所持していなかったと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7646

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から同年 12 月まで

私は、昭和 39 年 2 月に会社を退職し、登山をするために外国に行っていた時、母が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶は無く、自身の国民年金手帳を所持していた記憶も無いとしていること、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7647

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から52年4月まで

私は、結婚後、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には昭和52年5月19日に国民年金に任意加入したことが記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、他に年金手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成 5 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に国民年金の加入手続をし、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期及び場所、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているが、当該手帳に国民年金の記号番号の記載は無く、他の手帳を所持していた記憶も無いこと、母親は、申立人の国民年金手帳を所持していた記憶が無いこと、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、基礎年金番号が付番された平成 9 年 1 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 51 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入後は国民年金保険料を毎月市役所で納付し、領収証書をもっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を市役所の窓口で 1 か月分ずつ納付し、領収証書を受け取ったと説明しているが、申立人が当時居住していた市では、申立期間当時の現年度分の保険料は 3 か月ごとに納付書により納付する方法であったことが確認できるほか、申立人は納付書に関する記憶が無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 4 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年4月まで

私は、国民年金の加入勧奨の通知が届いた当時は学生だったため、20歳の誕生日前に母親と一緒に市役所に行き、国民年金保険料の免除申請手続きを行った。申立期間が国民年金に未加入とされ、免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間当時作成していた日記を所持しており、申立人が20歳の誕生日3日前の欄に「市役所に娘の国民年金の免除の話聞きに行った。」と記載されていることをも踏まえ申し立てを行ったと主張しているが、申立人及びその母親は、申立人の国民年金の加入手続きを行った記憶及び申立期間当時に申立人の年金手帳を受け取った記憶が曖昧であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録もない。

また、申立人及びその母親は、免除申請手続きの際に申請書類を書いた記憶が曖昧であり、その後、免除更新のお知らせ等が届いた記憶もないとしているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 7652

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 52 年 8 月まで

私は、昭和 51 年に会社を辞めた際、国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金保険料は市役所の窓口で納付した。平成 14 年に転職した際にも同様な手続をしたが、その際の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付額に関する記憶が曖昧であるほか、国民年金手帳及び納付書を市役所から交付された記憶がなく、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、平成 14 年に国民年金に加入手続を行い、保険料を納付しているが、その保険料は平成 9 年に厚生年金保険番号から付番された基礎年金番号で納付されており、当該基礎年金番号では申立期間の保険料は時効により納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から60年11月まで

私は、国民年金の納付勧奨の葉書が届いたので、区役所支所で説明を受け、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付した時期、納付額等の記憶が曖昧であり、さかのぼって納付しなければ年金が支給されず、保険料は無駄になると区役所職員から説明を受け、納付したと述べているものの、申立期間後も未納期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年9月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年12月まで  
私の母は、私が20歳なった時に私の国民年金の加入手続をし、父及び母自身の分と合わせて、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人と同居し、一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 9707

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 9710

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 9711

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 9712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 8 日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成 17 年 7 月 8 日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 9713

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

社会保険庁(当時)の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間に同社から支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を源泉控除していたと認められることが要件とされているところ、A社から提出のあった「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、平成18年12月8日に同社から賞与の支払を受けていることは確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 47 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額よりも低い額となり、それは、オンライン記録と同額となることが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に基づく標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所(当時)に記録訂正の届出を行ったが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、申立人は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額 62 万円に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿等から、報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録よりも低いことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月17日から42年7月27日まで  
② 昭和42年9月1日から43年2月1日まで

年金記録の通知を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立人が脱退手当金を受給したとする時期は、脱退手当金の受給要件として被保険者期間が2年以上とされているところ、当時、申立人の被保険者期間は2年未満であることを踏まえると、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として、脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間

に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年から31年ごろのうち6か月～10か月  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和29年5月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元代表者は既に死亡している上、申立人が記憶している上司（経理担当者）も入院中であることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた従業員は、「同社が倒産した後は、同社は同所在地で昭和30年にB社として再開された。」と供述しているところ、申立人は「新会社とは関係が無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34・35 年から 35・36 年まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の人事採用担当者及び同僚の供述から判断すると、在職期間は特定できないものの、申立人が同社に紙差工として勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得していた23名に照会したところ、13名から回答があったものの、申立人を記憶していた者は上記の人事採用担当者及び同僚の2名のみであり、両名とも申立人の在職期間を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務状況及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、回答のあった複数の従業員は、「当時、申立人が携わっていたとする紙差工は職場での定着率が特に良くなかったことから、厚生年金保険への加入手続も紙差工の仕事が長続きするか見定めて対応していたと思う。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は昭和41年1月ごろにB社に名義変更した後の43年6月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 3 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、木材の皮むき作業員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な業務内容の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の従業員 22 名に照会したところ、12 名から回答があったが、申立人と思われる者を記憶している者は無く、申立期間における申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について回答を得ることはできなかった。

また、回答のあった従業員のうちの 1 名は、「申立人が担当していたとする木材の皮むき作業は、アルバイトが担当しており、正社員は行っていなかった。」との供述をしている上、複数の従業員が、「当時、正社員で独身の者は会社の用意した寮に入寮していた。」と供述しているが、正社員で勤務していたとする申立人は、寮には入寮していなかったと供述している。

さらに、申立人がA社への就職を紹介し、及び同居して勤務していたとする同僚は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録が無く、所在が不明であり、申立人は他の同僚を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況に

ついて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 9738 (6309 の再申立)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月ごろから 41 年 5 月ごろまで

申立期間当時は、A社又はB社という社名の会社に勤めていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。今回、同社の所在地を思い出したので、再度調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が、申立期間当時勤務していたとするA社又はB社という会社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、商業登記の記録も確認できないこと、ii) 申立人は、同社での上司、同僚等の氏名を覚えていないため、申立人の同社における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月23日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社又はB社は、C区D一丁目からE区F五丁目の間にあり、現在は、G会館がある場所にあったと主張しているところ、当該所在地を管轄する法務局において、これらの名称の事業所に係る商業登記簿謄本を確認したところ、申立人が勤めていたとする事業所に該当するのは、C区D一丁目 14 番 14 号にあったA社であると考えられるが、同社は、法人設立登記が申立期間後の昭和 47 年 10 月 13 日であり、また、既に存在しておらず、厚生年金保険適用事業所名簿において加入記録は無く、事業主の所在は不明であるため、申立期間において、同社が個人事業所等として所在していたかどうかを含め、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが、申立期間中の昭和 39 年 9 月から 40 年 9 月までの間であることが、国民年金手帳記号番号及び国民年金被保険

者台帳から確認できる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月21日から47年12月25日まで

A社において勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社との契約書により、厚生年金保険に加入して保険料を控除されているはずであるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員の供述及び申立人から提出された契約書等の資料から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人から提出された昭和41年6月21日付けのA社との契約内容を示す書面において、契約期間や厚生年金保険に加入することは記載されておらず、同じく申立人から提出された45年7月7日付けの申立人の雇用期間更新契約書においては、厚生年金保険料を控除する旨が記載されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は44年3月28日から47年12月25日までは厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、当時の事業主は所在不明のため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間のうち、昭和41年6月21日から同年12月31日まで、43年5月31日から同年12月10日まで、44年3月28日から47年12月25日までの各期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間であることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時の従業員7名に照会したところ、回答のあった申立人のことを記憶している4名においても、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわ

せる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 4 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も父親が事業主であった同社に継続して勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てており、同社に申立期間当時勤務していた申立人の母親及び弟は、「申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していた。」と供述している。

しかし、オンライン記録からA社に申立期間当時勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、6人の従業員は、申立人は知っているが、申立人の入社日及び勤務実態等については不明であると回答している。

また、A社は既に存在しておらず、当時の代表者は既に死亡していることから、同社及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 48 年 4 月 12 日付けで、申立人の健康保険被保険者証が回収されている旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 34 年 5 月 30 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①、②及び③に継続して各社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業主及び同僚の供述により、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主は、「昭和 30 年 4 月に入社した申立人を含む 3 人及び申立人が入社する以前より勤務していた同僚二人の厚生年金保険の資格取得日を 30 年 7 月 1 日とする届出をし、それ以前は、厚生年金保険料を控除していない。」と供述しているところ、事業所別被保険者名簿から当該 5 人の厚生年金保険の資格取得日は 30 年 7 月 1 日であることが確認できる。

2 申立期間②については、同僚の供述により、申立人は、入社日は特定できないものの、B社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間②について、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 33 年 2 月 1 日であり、申立期間②当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員一人に

照会したが、給与明細書等を保有しておらず、同社が適用事業所となる前に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

さらに、B社は昭和34年4月23日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の住所も不明であることから、申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③については、申立人はC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、事業主は、「申立人が勤務していたことを記憶しているが、勤務期間を確認できる資料を保有しておらず、入社時期及び勤務期間については不明であり、申立期間③当時の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していないことから、当該期間の厚生年金保険料の控除についても不明である。」と供述している。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間③当時から申立人の厚生年金保険加入後も勤務していた一人の従業員は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、入社時期は不明である。」と供述している。

4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 2 月 28 日から 6 年 4 月 1 日まで  
② 平成 7 年 12 月 11 日から 8 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及びB社に勤務した期間のうち、申立期間②について厚生年金保険の記録が無い。いずれの申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が、当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の関連会社に勤務している当時の申立人を知る従業員は、「申立人が当該期間当時、怪我で2か月ほど休んでいた。」と供述している。

また、申立人が提出した年金手帳の、市町村が記入する国民年金の欄には、申立人が平成6年2月28日に第1号被保険者となり、同年4月1日に被保険者資格を喪失しているとの記録があり、また、オンライン記録により、平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料が同年6月21日に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

### 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び当時の上司の供述から、申立人が、当該期間にB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社の社会保険担当者は、「当該期間当時は、本人の希望により、雇用保険のみに加入していることがあった。そのため、厚生年金保険の加入手続を遅れて行うことがあり、行政機関から指導を受けたことがあった。」と供述している。

また、B社C支社が保管している派遣社員の社会保険加入者一覧表により、申立人を含む11人のうち、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が同日の者は1人のみで、両者の資格取得日が1か月から2か月の期間相違している者が4人、3か月以上の期間相違している者は申立人を含め6人いることが確認できる。

さらに、上記一覧表に記載されている、11人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と、オンライン記録の資格取得日を比較したところ、1日違いの1人を除き、申立人を含む10人の記録は一致している。

これらのことから、同支社が保管していた社会保険加入者一覧表に記載されている内容の信ぴょう性がうかがえ、申立人の被保険者資格取得日はオンライン記録のとおりであることが推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 63 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、弟が経営するA社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社は、健康保険には加入させてくれていたが、厚生年金保険には加入させてくれなかった。勤務していたことは確かなので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の弟であるA社の代表取締役の供述から、期間の特定はできないが、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記のA社の代表取締役は、「申立人の強い希望により、申立期間において、申立人を健康保険及び厚生年金保険に加入させておらず、その間、厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

また、申立人自身も、「申立期間においては、自身の給与から厚生年金保険料を控除されたことはなかった。」と供述しており、上記の代表取締役の供述と符合する。

さらに、健康保険組合に照会したところ、申立人が申立期間において当該健康保険組合の被保険者資格を有していなかったと回答している。

加えて、申立人は申立期間における給与明細を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主により、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、本申立ては、上述のとおり、申立人の給与から厚生年金

保険料が控除されていることが確認できないため、特例法によるあつせんの対象とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 30 日まで

A店に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同店には、高校の紹介で入社し、社長の死亡により退職したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A店の当時の事業主の娘が申立人を記憶していることから、期間は特定できないが、申立人が同店で勤務していたことは推認できる。

しかし、A店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A店は、同店を管轄する法務局において商業登記の記録は無く、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しているが、その連絡先は不明であり、同店及びこれらの者から、同店における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A店では、衣食住や医療に関する費用等については、すべて同店が負担し、給与からの控除は無かった。」としている。

加えて、A店の当時の事業主の息子は、「当店は解散して約 50 年経過しており、申立期間当時の事業主及びその妻も既に死亡していることから、当店における申立人の勤務状況等については不明である。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から22年2月3日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社(同社の一部が分社化してA社)から提出された従業員名簿によると、申立人は、申立期間の一部を含む昭和13年4月1日から19年12月10日まで同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、上記従業員名簿において、申立人が昭和16年8月1日から18年5月18日までA社C工場に、同年5月19日から同年11月30日まで同社D工場に勤務したことが記録されているが、両事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、上記従業員名簿によると、申立人は、A社C工場及び同社D工場においては、「現業員」とは明確に区分された「技術員補」と記録されているところ、労働者年金保険法では、「現業員」である肉体労働者男性のみが被保険者とされていることから、申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年11月30日までの期間は、労働者年金保険法の被保険者に該当しなかったと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和18年12月1日から19年12月10日までについては、上記従業員名簿によると、申立人は、A社E島事務所に勤務しており、当時、厚生年金保険法が適用される区域は、「内地」である日本国内とさ

れていることから、申立人が勤務した同社E島事務所については、「外地」に設置されていたため、厚生年金保険法の適用を受けていないと認められる。

加えて、申立期間のうち、昭和19年12月10日から22年2月3日までについては、上記従業員名簿及びF県が保管する「終戦以来の復員〈引揚〉者連名簿」によると、申立人は、E島で召集され、復員日が昭和22年6月25日と記録されている。

しかしながら、A社E島事務所は、「外地」に設置されていたため、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことから、申立人について旧厚生年金保険法第59条ノ2（保険料の免除）は適用されず、このため、申立人の兵役期間である当該期間は、厚生年金保険の被保険者に該当しないと認められる。

なお、A社は、申立期間当時の人事及び給与関係の資料を保存しておらず、また、同社の元従業員から供述を得ることはできないことから、申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正1年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月1日から同年11月1日まで  
② 昭和44年5月1日から同年8月1日まで  
③ 昭和45年5月1日から同年8月1日まで  
④ 昭和46年5月1日から47年1月1日まで

「ねんきん特別便」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までの加入期間が無いことが分かった。同社には昭和37年9月1日から47年4月1日まで継続して勤務しており、入退社を繰り返したことはないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④の期間については、元従業員の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間にA社C支社において保険外交員として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は既に適用事業所になっておらず、当該事業所を継承するB社においても、当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の元代表取締役は、「保険外交員は、営業成績により、3か月単位で固定給及び比例給が支給される職員と比例給のみが支給される嘱託に区別され、一定基準以上の営業成績を上げた者は職員となり厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除される取扱いであり、営業成績が基準に満たない者は嘱託となり厚生年金保険の適用はなく、保険料も控除されていなかった。」とし、別の元従業員は「営業成績が不振な者は厚生年金保険に加入できず、そ

の間の保険料は控除されない。」と、それぞれ供述している。

さらに、A社C支社に係るオンライン記録から申立期間中に厚生年金保険被保険者資格の取得、喪失を繰り返している従業員が複数確認できる。

加えて、A社C支社に係る事業所別被保険者名簿には、厚年整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から32年4月24日まで  
② 昭和32年12月21日から33年4月13日まで  
③ 昭和33年8月31日から同年9月1日まで  
④ 昭和34年3月31日から同年12月まで

船員保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、Cが所有するA事業所B船舶に船長として乗船した申立期間①から④までの加入記録が無い旨の回答をもらった。同船には昭和26年4月から継続して乗船し、申立期間中、船員保険料が給与から控除されていたはずなので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から判断すると時期は不明だが、申立人は、A事業所B船舶に乗船していたことが認められる。

しかし、申立人は、「申立期間①から④までの健康保険証については不明である。給与からどのように船員保険料が控除されていたかは分からない。」旨供述しているため、申立期間①から④までに、船員保険の加入手続等を代行して行っていたとするD漁業協同組合に申立人について照会したところ、同組合は「当該期間において、申立人の船員保険の被保険者資格の取得手続を行ったか否か、保険料を納付したか否かは、当時の記録が無く不明である。」旨回答している。

そこで、A事業所B船舶に係る船員保険被保険者名簿から、複数の元船員に照会したが、申立人が申立期間①から④までにおいて船員保険被保険者として保険料が控除されていたことを確認することはできなかった。

また、船舶所有者名簿から、A事業所B船舶に係る船員保険適用期間は、昭和32年4月24日から同年12月21日まで、33年4月13日から同年8月31日まで及び同年9月1日から34年11月29日までであることが確認でき、申

立期間①から③までについては、同船舶は船員保険適用船舶になっていないことが確認できる。

申立期間④については、A事業所B船舶は船員保険適用船舶になっているものの、申立人は、「昭和34年12月に病気のため下船した。」旨供述しているが、同船舶に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は同船舶の船長として乗船したとしているところ、申立人の後任の船長が34年4月1日に同船舶において資格取得し、申立人は同年3月31日に資格喪失したことが確認できる上、後任の船長は申立人を知らないとしている。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける船員保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月10日から30年7月20日まで  
② 昭和30年7月23日から34年2月6日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①及びC社(現在は、D社)に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「E市F町にあったA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年4月1日であり、申立期間①当時、同社は適用事業所とはなっておらず、また、同社設立の昭和29年から、同社で会計担当として勤務していた元従業員も、「申立期間①は給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

さらに、前述の申立人の、「A社はE市F町にあった。」との主張については、同社が設立した昭和29年から同社に勤務していた元従業員は、「申立期間①当時、同社はE市G町にあり、同市F町に移転したのは昭和32年である。」と述べており、移転についての事実が会社の沿革からも確認できることから、申立人の主張に整合性が見られない。

なお、A社を引き継いだB社は、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことを確認できる資料を保有しておらず、また、申立人が提出した同社の元支配人が記載したとする申立人の申立期間①における労災保険の記述に基づき、E労働基準監督署、H病院に照会したが、同所に当時の資料が無い上、元支配人の所在も確認できないことから、申立人が申立期間①に同社に勤務し

ていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「C社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険名簿から、申立人の申立期間②当時に、同社に勤務し厚生年金保険に加入していた元従業員に照会したところ、そのうちの複数の元従業員は、申立人のことを記憶しているものの、申立人が申立期間②においても勤務していたか否かについては確認することができなかった。

また、オンライン記録によれば、申立人の申立期間のうち、昭和32年5月2日から33年8月21日までの期間は、申立人が他の事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、C社を引き継いだD社は、「申立期間②当時、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していない。」と回答していることから、申立期間②当時に申立人がC社に勤務していたことを確認することができなかった。

加えて、申立人が提出した昭和30年7月分だとするC社の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額(2,560円)は申立期間②当時の報酬月額(給与支給総額)と保険料率から計算した保険料の金額とは相違しており、当該控除額は48年8月から同年10月までの期間の保険料率から計算した保険料の金額と一致していることから、30年7月の給与明細書であることを認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 9 月まで  
A会に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA会に勤務していた複数の従業員の回答から、申立人が申立期間において同会に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A会の事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において健康保険証の番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない上、申立期間当時同会に勤務していた従業員は、「申立人の給与は、ほかの従業員とは異なり、申立人が担当していたカタログ制作の事業費の中から支給されていたと思う。」と述べていることから、申立人の雇用形態等がほかの従業員とは異なっていたと考えられる。

なお、A会は、現在既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同会の業務を引き継いだB協会に照会したところ、同協会は、「当時の資料が無く、当時の担当者及び責任者も退職しているので、申立人の勤務状況や保険料控除については確認できない。」と回答している上、申立人が記憶している従業員6名のうち5名は既に死亡し、残り1名については、連絡先が不明であり、申立てに係る事情を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

A社（現在は、B社）において紙出しの職種で勤務していた申立期間の加入記録が無い。自分は中途採用であったが申立期間には同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる従業員の供述から、申立人は、勤務期間は明確でないものの、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、B社の事業主は、「当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間当時における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について不明である。」と回答している。

また、申立人はA社と一緒に勤務していた同僚等を記憶していないことから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録がある上記複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた5名の従業員のうち1名の従業員は、「申立人のことを記憶しているが、勤務期間や厚生年金保険の取扱いについては分からない。当時は臨時雇用で高給の職人は多くの職種にいた。申立人がしていたとする紙出しの職種にも臨時雇用の職人はいたので、申立人も臨時雇用の職人だと思う。」と供述している。

さらに、他の1名は、「正社員でも試用期間の数か月間は社会保険に加入しておらず、1年くらいの臨時雇用と考えられる職人に対して、会社は社会保険に加入させないと思う。自分は新卒で入社して正社員だったが、当時の中途採用者を正社員とはしないと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 12 月 1 日から 24 年 6 月 5 日まで  
A公団（後に、B組合）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことの証明として、職員履歴カード及び履歴書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった職員履歴カード及び履歴書から、申立人が申立期間にA公団に勤務していたことは推認できる。

しかし、A公団の業務を引き継いだB組合は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事務所代表者等は死亡していることから、申立人の勤務や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA公団において一緒に勤務していた同僚を記憶していないこと等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A公団に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた7名のうち2名は、「申立期間当時は一定の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、C健康保険組合の保管する被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和 24 年 6 月 5 日と記録され、厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月ごろから同年 7 月ごろまで  
A 社（現在は、B 社）に勤務した期間の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 2 月 3 日から同年 6 月 20 日まで、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 51 年 2 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、B 社の事業主は、「申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない。また、当社が社会保険に加入するまでは給与からの保険料控除は考え難い。」と回答している。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員 5 人に照会したところ、その日以前から A 社に勤務していたとする従業員は、「昭和 51 年 2 月前には厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月1日から37年1月31日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同僚を憶<sup>おぼ</sup>えているので調査をして、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社において被保険者資格を取得した昭和37年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

一方、申立人が記憶している同僚は、「申立人は自営業の代理店の仲間であったと記憶しており、申立人とは勤務先及び勤務期間が異なっていたため、申立期間に係る申立人のA社での勤務状況や保険料控除については分からない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、申立人のほか10名確認できるが、そのうち連絡先が判明した従業員4名については、3名は既に亡くなっており、残る1名からは回答が無いことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 31 年 4 月 1 日からB団体の技芸員として在籍しており、給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚技芸員の供述及び申立人が提出した映画のパンフレットにより、申立人が申立期間にA社に技芸員として在籍していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「賃金台帳が保存されていないので、申立期間当時における厚生年金保険料の控除については確認できないが、当社が保管している厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人と同期の技芸員の資格取得日が申立人と同様に全員昭和 31 年 9 月 1 日となっており、それ以前に厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

また、A社の当時の複数の人事担当者（一般社員）は、「当時の厚生年金保険料の控除については覚えていない。厚生年金保険の加入については、技芸員の場合は一般社員より条件が厳しく、入社から5か月から6か月程度経過後に加入させていた。」「自分は、入社から2か月間は試用期間であり、厚生年金保険に未加入だった。当時、技芸員と一般社員の厚生年金保険の取扱いは異なっており、一般社員の方が入社後短期間で加入できた。また、技芸員は、同期入社であれば、厚生年金保険の加入時期は全員同じ日付であり、一人だけ異なる取扱いをすることはあり得ない。」とそれぞれ供述している。

さらに、申立人と同期入社の複数の技芸員は、いずれも「昭和 31 年 4 月 1 日からA社に技芸員として在籍していた。」と供述しており、同社に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険に加入していることが確認できた同期入社の方の資格取得日は、申立人と同様に全員昭和31年9月1日となっていることが確認できる。このため、同社では、技芸員を採用後、5か月程度経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立人が提出したA社の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されている旨記載されているものの、同明細書の「支給年月」欄が空欄となっている上、同明細書において厚生年金保険料と共に控除されている「組合費」について、当時の同社の人事担当者が、「組合費が控除されるようになったのは、試用期間が経過して厚生年金保険に加入してからである。」と供述していることなどから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたと確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と厚生年金保険手帳記号番号払出簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、記録訂正等の形跡も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から24年4月1日まで  
駐留軍施設であるB宿舎に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同施設に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、駐留軍施設であるB宿舎に勤務していたと主張している。

しかし、当時、駐留軍施設に勤務する日本人労働者は、国の雇用者である身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは昭和24年4月1日からである。

また、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするB宿舎が属していたA労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

一方、申立人は当時の同僚を記憶していない上、当時の駐留軍施設に勤務していた者に係る記録を管理しているC事務所は、「当時の資料が保管されておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答しており、申立人は、A労務管理事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年4月1日当初から被保険者資格を取得しているものの、申立期間の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月1日から54年10月1日まで  
② 昭和57年10月1日から59年7月1日まで

A社の厚生年金保険の被保険者期間に記録の無い2つの期間がある。継続して勤務していたので、これらの2つの期間についても厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、昭和50年2月1日から54年9月29日までA社の関連会社であるB社に勤務していたものと認められる。

また、申立人自身及びB社に勤務していた申立人の複数の親族は、いずれも申立人が申立期間①にB社に勤務していた旨供述している。

しかし、B社の当時の事業主であった申立人の兄とは連絡が取れないため申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、同社は、昭和63年1月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は当時の資料が無いため、申立期間①における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができないと回答しているが、同社の役員は、「当時は、B社の従業員を一時的にA社において厚生年金保険に加入させていたと考えられる。昭和54年10月1日付けの申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得届が保管されていることから、この取得日以前の申立期間については保険料の控除はしていない。」と供述している。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの

控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、A社から昭和57年9月20日を離職日とする雇用保険被保険者離職証明書が提出されており、支給期間は特定できないものの、申立人について雇用保険の求職者給付が支給されていることが確認できる上、申立人は、この給付を受けた後にB社に再勤務した旨供述している。また、B社に勤務していた申立人の複数の親族は、いずれも申立人が申立期間②に同社に勤務していた旨供述している。

しかし、上記と同様に、B社の当時の事業主であった申立人の兄とは連絡が取れないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、同社は申立期間②においても厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

なお、申立人は、申立期間②と一致する昭和57年10月から59年6月までの期間、国民年金に加入しており、その保険料を納付している。

また、A社は当時の資料が無いため、申立期間②における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができないと回答しているが、同社の役員は、「昭和59年7月1日付けの申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得届が保管されていることから、この取得日以前の申立期間については保険料の控除はしていない。」と供述している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 42 年 1 月まで  
② 昭和 49 年 8 月から 50 年 5 月まで

ねんきん特別便によれば、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間①はA社のB営業所で運転手の助手として勤務し、申立期間②はC社(現在は、D社)でEの運転士として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 41 年 3 月 22 日から同年 8 月 17 日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時のA社本社の事務担当者は、「社員は一般事務職(事務・営業)と技術職(運転・土木)に分かれており、技術職は試用期間が3か月から半年あり、試用期間後に第2種技能職となり、更に半年から1年後に、社内検定に受かって第1種技能職となったときに社会保険に加入した。雇用保険と社会保険は、別々に手続した。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間に被保険者であったことが確認できる12人に照会したところ、回答のあった11人のうち3人は、「入社してから社会保険に加入するまで1年程度の期間があった。」と回答している。

さらに、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、同社及び当該事業主から申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録から、申立人が昭和49年8月6日から50年5月17日までの期間において、C社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時のC社における社会保険事務担当者は、「当社では、原則として、入社して2回目の給与が出るときに社会保険と雇用保険に加入する扱いをしていたが、副業のある者や出勤日数の少なかった者、F労働組合から派遣されて勤務していた者は社会保険に加入させていなかった。」としていることから、同社では入社した全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、D社が保存していた、当該期間のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えには申立人の氏名が見当たらず、当該健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届とC社に係る事業所別被保険者名簿の記録は一致している上、当該事業所別被保険者名簿に欠番は見当たらない。

さらに、D社は、当該期間のC社に係る書類を一部しか保存しておらず、申立人の当該期間の人事記録も保管していないことから、当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 49 年 5 月 26 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「正社員については入社時から、有期雇用者（パート、契約社員等）については一定の試用期間の後に、雇用保険と社会保険に同時に加入し、その資料を同じ台帳で保管しているが、アルバイトであれば、いずれにも加入していない。雇用保険に加入せずに、社会保険だけに加入することはない。」と回答しているところ、申立人は、申立期間の前後に勤務した事業所において、いずれも雇用保険の加入が確認できるが、申立期間については確認できない。

また、申立人は、「アルバイトで勤務したか、正社員又は有期雇用者等で勤務したかについて記憶していない。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から 13 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が平成 11 年 9 月から 21 年 10 月 31 日まで同社に勤務していた。」と回答していることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「申立人については平成 11 年 9 月に入社し、その後、13 年 8 月 1 日に厚生年金保険に加入させたが、申立ての期間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料を申立人の給与から控除していなかった。」と回答している。

また、A社から提出された「平成 13 年度源泉徴収台帳」によれば、同年 9 月分の給与から厚生年金保険料が控除されており、同年 8 月以前の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人自身も「平成 12 年 1 月ごろには、事業主から厚生年金保険に加入させるとの話があったのに、13 年 8 月 1 日まで加入を延ばされた。申立期間当時、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 50 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 7 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社（昭和 49 年 4 月にB社に名称変更、現在はC社）に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。申立期間①当時は、事務員、申立期間②当時は、乗務員及び事務員として勤務していたが、同社には継続して勤務していたので、申立期間①及び②を被保険者期間であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間のうち、昭和 47 年 10 月 22 日から 49 年 3 月 20 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、C社は、「当時の資料が無いので、申立人のA社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しているため、同社から、申立期間①のうち昭和 49 年 3 月 21 日から 50 年 3 月 31 日までの期間の申立人の勤務実態及び申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の複数の元従業員に申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したが、いずれも「当時のことは分からない。」と回答しているため、これらの元従業員から当該期間のうち昭和 49 年 3 月 21 日から 50 年 3 月 31 日までの期間の申立人の勤務実態及び申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が「A社に自分と同時期に入社した。」と供述している経理担当者は、同社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と同様、昭和

50年4月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間①当時、同社では、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当時のB社の給与・社会保険事務担当者は、「当社では、乗務員は請負制を採っていた。社会保険事務所（当時）から、請負制の者は厚生年金保険に加入できないとの指導を受け、一斉に厚生年金保険から外した。」と回答しているところ、上記給与明細書により、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から5年7月1日まで

A社の代表取締役として勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間のうち平成3年11月から5年3月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、5年4月27日付けでさかのぼって53万円から18万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年7月1日より後の6年1月6日付けで、申立人の標準報酬月額は、2年5月から3年10月まで53万円、同年11月から5年6月まで18万円と記録されていたものが、それぞれさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況が悪く、社会保険料を滞納していた。自分の標準報酬月額を引き下げ、減額訂正を行ったものの、それでも滞納保険料を支払い切れなかったため、さらに標準報酬月額を減額訂正した。」と供述していることから、申立人は上記各減額訂正処理に同意していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はC社の業務執行権を有する代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上認められず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月中旬から51年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和43年2月中旬から勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において、昭和48年まで給与・社会保険事務を担当していた申立人の夫及び同者から当該事務を引き継いだ事業主の息子の供述により、申立人が昭和43年2月中旬から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人並びに申立人の夫及び事業主の息子が「申立人より前からA社に勤務していた。」と回答している従業員は、同社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同じ昭和51年1月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、上記事業主の息子は、「昭和48年4月にA社に入社した。」と回答しているが、被保険者名簿により、同年9月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

さらに、被保険者名簿と厚生年金保険手帳番号払出簿における申立人のA社における被保険者資格取得日は、昭和51年1月1日で一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 18 日から 36 年 2 月 15 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。入社から退職まで継続して会社寮に住み、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「当時の資料を保管しておらず、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことを確認することができない。」と供述しているほか、同社における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人は、「A社への入社から退職まで7年以上にわたり、工場敷地内にあった寮に居住していた。」としているが、同寮の従業員氏名についても記憶が無く、申立期間当時の住民票からは、同寮に居住していたことの確認ができない。

さらに、A社の従業員から提出された申立期間に行われた社員旅行の写真には申立人自身は写っていない上、複数の従業員は、「申立人の勤務期間については覚えていない。」と供述しているほか、同従業員のうちの一人は「申立人は途中で会社を退職し、また再就職したのではないか。」と供述しているなど申立人の申立期間における勤務が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 9798 (事案 393 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から昭和 21 年 8 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 18 年 4 月 1 日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社に在籍していたことは在籍証明書により推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からA社の昭和 19 年分「店員配置表」が提出されているが、前回審議の際、同社から既に提出されており、申立人の在籍については推認されている。

また、申立人から新たに提出された申立期間に係る預金通帳は、振込総額がドル建てで記載されており、厚生年金保険料の控除は確認できない。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から平成 18 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとのことであった。当該期間は、事業主に申し出て、高齢任意加入被保険者となっていたはずなので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA社の給与支給明細書を提出しており、当該給与支給明細書から、厚生年金保険料の控除があったことが確認できる。

しかし、A社の事業主に照会したところ、「申立人から提出された当該給与支給明細書については、自分が平成 20 年に、申立内容に合わせて作成し直したものである。」と供述しており、申立期間当時のものではないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間にA社における非常勤の取締役として勤務していたとしているが、同社の商業登記簿では、申立人に係る記録は確認できない。

さらに、申立期間にA社に勤務した従業員に照会したところ、回答があった6名の従業員全員が「申立人を知らない。」と供述している。

加えて、申立人は事業主に申し出て高齢任意加入被保険者となっていた旨主張しているが、A社の事業主は、「申立人に高齢任意加入被保険者への加入条件を提示したところ拒否したため、社会保険事務所（当時）に申立人の当該被保険者資格取得届を提出していなかった。」と供述していることから、申立人の主張する高齢任意加入被保険者であったことは認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年1月1日まで  
② 昭和25年8月15日から31年9月8日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。これらの期間についても、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人と同時期にA社に勤務していた従業員の回答により、申立人が同期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、事業所別被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年1月1日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人と同時期にA社に勤務していた従業員は、「昭和23年8月ごろ、B社の一部の部門が分離独立したA社に申立人と一緒に転籍した。」と述べていることから、同従業員の厚生年金保険の被保険者記録（両社の事業所別被保険者名簿）を調査したところ、同従業員は、23年8月1日にB社において被保険者資格を喪失し、24年1月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認でき、この記録は申立人の被保険者記録と一致している。

さらに、A社とB社の両事業所で厚生年金保険の被保険者記録を持つ者は、申立人と前述の従業員のほかに3人確認でき、いずれも、申立人の記録と一致している。

なお、A社は、昭和27年3月1日に適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在が不明であることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、A社は、申立期間①において述べたとおり、昭和27年3月1日に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務状況や保険料控除について確認することができない。

また、A社で申立人と一緒に勤務していた前述の従業員に、申立人の申立期間②に係る勤務状況等を照会したところ、同従業員は、「申立人は、昭和25年8月ごろA社を退社し、その後、個人で、C社を創設し、31年秋ごろに会社組織にしたと聞いている。」と述べている上、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった26年2月1日に、同事業所の事業主として記録されている。

さらに、申立人自身のC社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同事業所が昭和31年9月1日に法人登記された直後の同年9月8日となっていることが、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間②のうち大部分の期間においては、申立人が創設したC社の個人事業主であることから、厚生年金保険の被保険者となることのできない期間であったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 30 日から 38 年 8 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業所別被保険者名簿により、連絡が取れる申立期間当時の従業員3人に照会したところ、うち二人から回答があり、このうちの一人は、「申立人の勤務期間は正確に覚えていないが、申立人が申立期間当時に運送配達の仕事をしていた。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の申立人の賃金台帳等の資料がない。」と回答している上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していた従業員は既に死亡している上、申立人が名字を記憶している同僚は、同社の事業主が経営するB社の事業所別被保険者名簿から二人確認できるものの、一人は既に死亡し、他の一人は連絡先不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態や社会保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社が加入していた健康保険組合は、「保存期間経過のため、申立期間当時の申立人の加入状況について、台帳による確認ができない。」と回答している。

なお、前述のB社の事業所別被保険者名簿においても、申立人の氏名は見当

らず、同社の社会保険事務担当者も死亡しているため、同社の社会保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和44年8月21日から48年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の平成12年1月1日から13年6月6日までの期間の標準報酬月額について、記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月21日から48年9月1日まで  
② 平成12年1月1日から13年6月6日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確かなので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社の代表取締役であった申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に相当する標準報酬月額と相違しているので、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶していた同僚は、「期間の特定はできないものの、申立人がA社で勤務していた。」と供述していることから、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張するA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムから、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、A社に係る商業登記の記録が無いことが確認できる。

加えて、申立人が記憶していた当時の同僚は、「A社における厚生年金保険の取扱いについて記憶していない。」と供述している。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録から、B社に係る申立人の標準報酬月額は、当初、平成12年1月から13年5月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成13年6月6日）より後の同年6月15日付けで、12年1月1日にさかのぼって20万円に減額処理されていることが確認できる。

一方、B社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間②当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険料滞納処分票から、当時、B社は社会保険料を滞納しており、申立人は、標準報酬月額の減額に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出していたことが確認できる。このことについて、申立人は、自身の標準報酬月額をさかのぼって減額し、滞納保険料に充当した旨の供述をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与し、同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②について、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月20日から平成3年1月21日まで

A社に代表取締役として在籍していたが、社会保険の手続は税理士であった監査役に任せていた。厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、同社に代表取締役として在籍していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社は、申立期間のうち、昭和61年1月20日から63年6月30日までの期間については厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、A社の現在の代表者は、「申立期間当時の賃金台帳等は廃棄していることから、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明。」と供述している上、申立人が社会保険の手続を依頼していたとする税理士であった監査役及び同社が厚生年金保険の新規適用事業所になったときの従業員は死亡しているため、当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録の訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保有していないが、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただ

し書の規定により、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当する者であると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から28年12月1日まで  
A社が経営するB店に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の複数の同僚の回答により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の代表者は、「当時の代表者は既に亡くなっており、人事記録等は、平成15年のビル火災により焼失して残っていない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び保険料の控除等について確認することができない。

また、上記複数の同僚は、「美容師見習として入社した従業員は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、一定の美容技術を修得してから正社員として厚生年金保険に加入した。」と供述しているところ、当該同僚は入社後2、3年程度経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、A社は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から29年12月1日まで  
② 昭和35年12月3日から36年2月5日まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てしているところ、オンライン記録から、同社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人が同社が存在したと主張する地区を管轄する法務局管内において、商業登記された記録は確認できない。

また、上記地区を管轄する観光協会及び保健所に照会したが、A社は確認できない上、申立人が記憶している事業主とも連絡を取ることができず、申立人は、当該期間当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務実態等について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できた複数の従業員に対し確認したところ、回答のあった14名全員が、「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人が同社に勤務していたことは確認できない。

また、B社では、「当時、正社員だった従業員の人事記録は残っているが、その中に申立人の名前は見当たらないので、正社員ではなかったのではないかと。また、厚生年金保険未加入者からの保険料控除はしていない。」と回答している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等

は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案9812

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月ごろから49年11月ごろまで

申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和47年1月31日から48年12月30日までA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間に厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除がうかがえる供述を得ることはできなかった。

また、A社の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険の資格取得手続きを行わなかった者には給与から厚生年金保険料を控除しなかった。」と供述しており、経理担当者は、「当時、雇用保険にだけ加入している者がいた。」と供述していることから、同社では従業員について、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から35年2月19日まで  
脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の事業所を退職後の昭和35年8月8日に旧姓から新姓へ氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は、同年8月17日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月1日から28年5月1日まで  
② 昭和34年3月1日から36年4月11日まで

私には脱退手当金を受け取った記憶は無く、当時は脱退手当金の制度を知らなかったため自分で請求するはずはなく、脱退手当金は受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和36年8月11日の直前の同年7月15日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 11 日まで  
申立期間に係る事業所を退職する際に、脱退手当金を請求した覚えは無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 10 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 28 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、27 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 25 名が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月から32年11月1日まで  
② 昭和33年8月から34年10月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元従業員による「申立人は、私が当時記入したメモによると、昭和31年4月に入社している。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、少なくとも同年4月には、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和32年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の当時の代表者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「適用事業所となる前の期間は、厚生年金保険の保険料は控除されていない。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間②については、A社の元従業員から提出された申立人と複数の元従

業員と一緒に写っている写真（昭和33年9月1日撮影）から判断すると、期間の特定はできないが、少なくとも同年9月1日には、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は既に死亡しているため、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人の申立期間②に係る保険料控除については覚えていない。」旨供述しているなど、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間②当時、A社から、健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

さらに、上記写真に写っている複数の元従業員については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年ごろから 45 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 46 年秋ごろから 50 年 9 月 16 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員は「申立人を全く知らない。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、45 年 10 月 10 日に適用事業所でなくなっており、申立期間①の過半は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は、「A社から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している上、同社の元社会保険担当者は、「当時、多数職人を雇い入れていたが、いずれも厚生年金保険には加入させていないことから、従業員全員を厚生年金保険被保険者として資格取得させておらず、申立人からも保険料控除は行っていなかった。」旨供述しており、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

なお、A社の元社会保険担当者は、同社の元代表者を通じて、「当時の人事関係資料は残っておらず、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。」旨供述している。

申立期間②については、B社の複数の元従業員は「申立人を全く知らない。」

旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できない。

また、B社は、オンライン記録によると、平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人は、「B社から健康保険証を受領した記憶が無い。」旨供述している上、同社の元取締役は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成7年4月1日であり、それよりも前に当社で資格を取得することは考えられない。」旨供述しており、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

加えて、B社の当時の代表者及び社会保険担当者は所在不明であるため、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月10日から57年2月20日まで

A社又はB社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部にA社における雇用保険の加入記録があることから、勤務した期間までは特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社及びB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、申立期間を含め厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、B社が加盟していたフランチャイズ本部のC社に係る厚生年金保険の事業所別被保険者名簿においても、B社の事業主、申立人及び申立人が記憶している同僚の氏名は見当たらない。

また、A社及びB社の事業主（同一人）は、既に死亡しているため、事業主の妻（当時の取締役）に照会したが、回答は無く、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することができない上、申立人は、当時の同僚4人を記憶しているが、いずれもその連絡先が不明であるため、申立人の勤務状況等について照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 30 日から 22 年 11 月 10 日まで  
大学卒業後、恩師の指示でA大学B研究所に研究助手として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A大学人事部担当者は、申立人が申立期間において、同大学B研究所に助手として勤務していた記録があると供述していることから、申立人が申立期間に同大学同研究所に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、A大学B研究所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。